

甲府市都市計画 マスタープラン

集約と連携による持続可能な都市構造



甲府市

はじめに

甲府のまちは、500年もの長きにわたり山梨の政治や経済などの中心として発展を続けてまいりました。しかしながら近年では、今までに経験したことのない人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化やライフスタイルの多様化、そして、大規模地震・大型台風・大雪などによる自然災害の発生に加え、地球環境問題の深刻化など、私たちを取り巻く環境は大きく変動しており、このような課題へ適切に対応していくことが求められております。



一方では、リニア中央新幹線の開業に伴い本市南部への新駅設置、中部横断自動車道、新山梨環状道路など高速交通体系の整備が進められており、本市では、こうした都市基盤の整備と時代の潮流を的確に捉え、成長を加速するチャンスをつかむとともに、将来を見据えた長期的な視点を持ちつつ、創意工夫を加えながら計画的な土地利用を推進するため、「甲府市都市計画マスタープラン」を策定しました。

本計画は、20年後の甲府市の姿を見据えた10年計画とし、目標年次を2027年のリニア中央新幹線の開業年とする中で、目指すべき将来都市構造を「集約と連携による持続可能な都市構造」と決めました。

この将来都市構造は、都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と、公共交通網をはじめとするネットワークの構築によるコンパクトシティの形成を基調とし、居住や都市機能の集積による効率的な生産性の向上により、市民の生活利便性の維持向上、地域経済の活性化、行政コストの削減、自然環境への負荷の低減などを実現するための新たな一歩を踏み出すものとなっております。

今後は、この計画を市民の皆様と共有するとともに、連携・協働して各種施策に取り組むことにより、未来に向けて活力を高め、次世代へ確実に引き継ぐため、常に成長を続ける「元気な甲府」を育ててまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました都市計画審議会専門委員会委員並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

2018年3月

甲府市長 樋口 雄一

目 次

第1章 都市計画マスタープランとは

1-1 位置付け	3
1-2 計画の目標年次と対象区域	4
1-3 全体構想構成	5

第2章 都市の現況と課題

2-1 甲府市の概況	9
2-2 市民意向	10
2-3 分析・課題	14

第3章 まちづくり基本目標と将来都市構造

3-1 まちづくり基本目標	30
3-2 目指すべき将来都市構造の考え方	33
3-3 将来都市構造の区分	35
3-4 目指すべき将来都市構造	37
3-5 拠点・地区の現況	38

第4章 都市構造別まちづくりの方針

4-1 拠点・地区の方針	43
4-2 ゾーンの方針	53
4-3 軸の方針	56

第5章 実現化方策

5-1 基本目標に基づく重点施策の設定	58
5-2 重点施策の内容	60
5-3 連携・協働によるまちづくりの推進	75
5-4 都市計画マスタープランの運用管理	78

巻末資料

資料1 甲府市都市計画マスタープラン策定の経緯
資料2 甲府市都市計画審議会条例
資料3 甲府市都市計画審議会委員名簿
資料4 甲府市都市計画審議会専門委員会設置要綱
資料5 甲府市都市計画審議会専門委員会名簿
資料6 用語解説

第 1 章

都市計画マスタープランとは

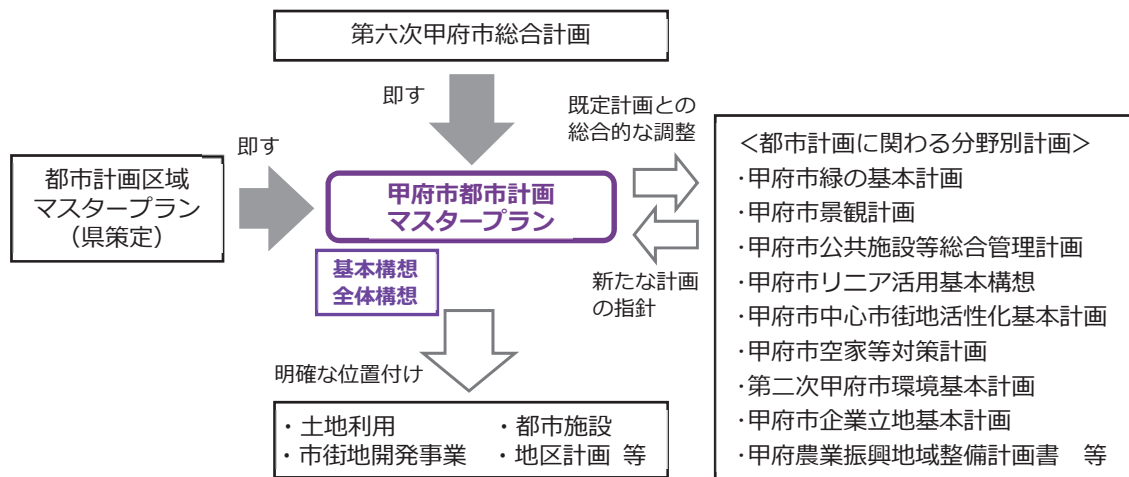
- 1-1 位置付け
- 1-2 計画の目標年次と対象区域
- 1-3 全体構想構成



1-1 位置付け

- ・都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、総合計画、都市計画区域マスタープランに即し、市町村がその都市計画に関する基本的な方針（基本構想、全体構想、地域別構想）を、市民の意見を聴きながら定めるものです。
- ・本市においては、都市の課題を抽出し、実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにするとともに、今後の都市計画の指針となる計画として策定するものです。

図 都市計画マスタープランの位置付け



都市計画法第18条の2

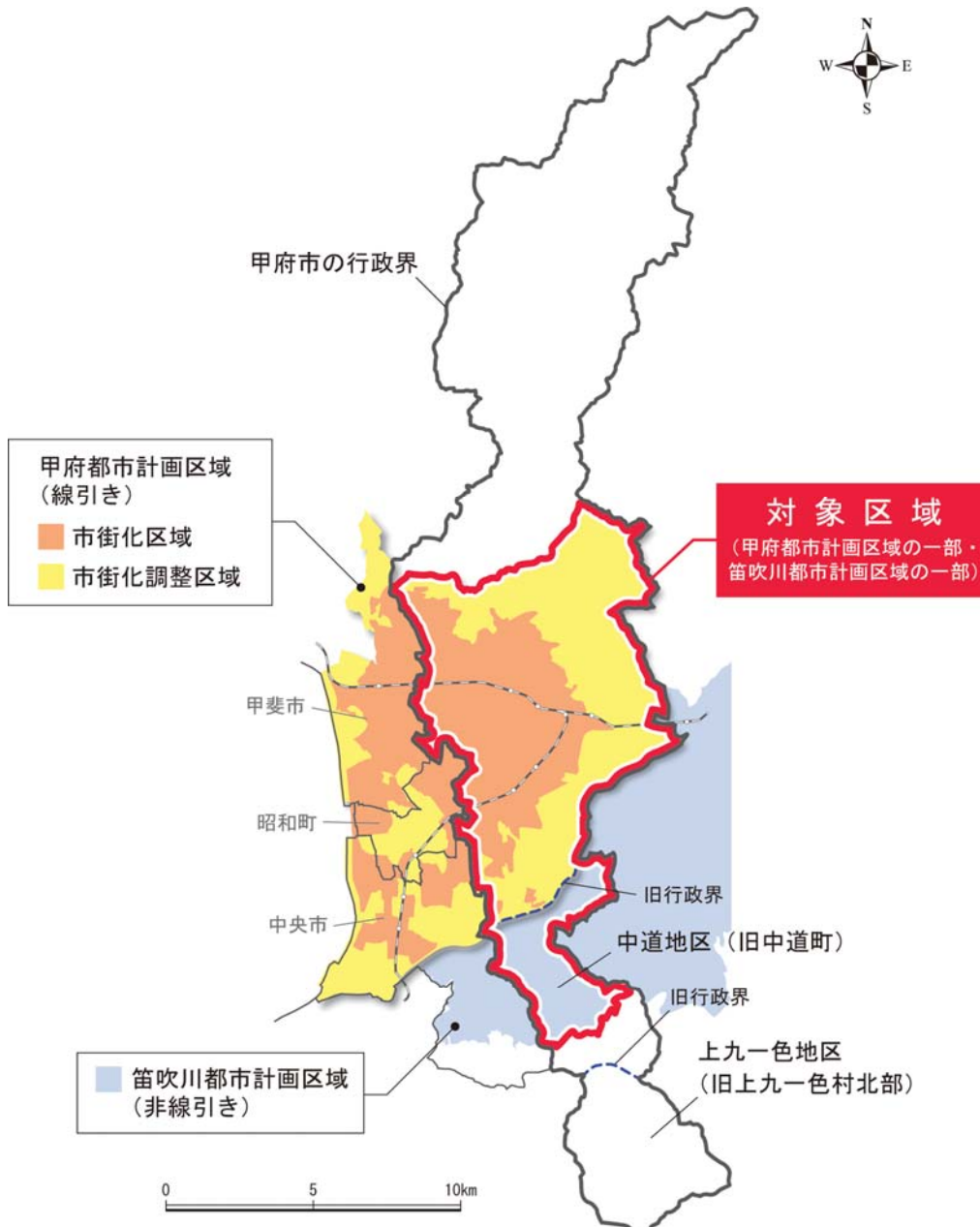
1. 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1-2 計画の目標年次と対象区域

- ・本計画は「20年後の都市の姿を見据えた10年計画」とし、目標年次を2027年（リニア開業年）とします。
- ・本市は、2006年3月に、市街化区域と市街化調整区域との区分がある旧甲府市と、区分がない旧中道町、都市計画区域の指定がない旧上九一色村北部が合併しました。これにより、都市計画区域が「甲府都市計画区域」と「笛吹川都市計画区域」（合併当時は東八代都市計画区域であったが2011年に名称変更）にまたがり、この2つの都市計画区域を併せた範囲を本計画の対象区域とします。

※各都市計画区域の計画は、県が定める都市計画区域マスタープランで定められます。

図 都市計画区域の指定状況



1-3 全体構想構成

- ・甲府市都市計画マスタープランは、甲府市の都市計画に関わる施策の体系的な指針となるものであり、まちづくりの基本目標や都市構造別の方針、実現化方策などを記載します。

表 甲府市都市計画マスタープランの全体構想構成

第1章 都市計画マスタープランとは	1-1 位置付け 1-2 計画の目標年次と対象区域 1-3 全体構想構成
第2章 都市の現況と課題	2-1 甲府市の概況 2-2 市民意向 2-3 分析・課題
第3章 まちづくり基本目標と 将来都市構造	3-1 まちづくり基本目標 3-2 目指すべき将来都市構造の考え方 3-3 将来都市構造の区分 3-4 目指すべき将来都市構造 3-5 拠点・地区の現況
第4章 都市構造別まちづくりの方針	4-1 拠点・地区の方針 4-2 ゾーンの方針 4-3 軸の方針
第5章 実現化方策	5-1 基本目標に基づく重点施策の設定 5-2 重点施策の内容 5-3 連携・協働によるまちづくりの推進 5-4 都市計画マスタープランの運用管理
巻末資料	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府市都市計画マスタープラン策定の経緯 ・甲府市都市計画審議会条例 ・甲府市都市計画審議会委員名簿 ・甲府市都市計画審議会専門委員会設置要綱 ・甲府市都市計画審議会専門委員会名簿 ・用語解説

第 **2** 章

都市の現況と課題

- 2-1 甲府市の概況
- 2-2 市民意向
- 2-3 分析・課題



市の花 ナadeshiko

2-1 甲府市の概況

(1) 位置・地形

本市は、首都東京から西へ約100kmの距離にあり、山梨県のほぼ中央部に位置しています。北に八ヶ岳、南に富士山、西に南アルプス連峰を望む景勝の地であり、市街地は、甲府盆地の中心に位置し、おおむね平坦ですが、北に高く南に低く傾斜しています。

また、市内を秩父多摩甲斐国立公園の主峰を源とする荒川が流れ、渓谷美を誇る御岳昇仙峡や芦川渓谷といった豊かな自然に恵まれています。

本市の面積は212.47km²で県土の約4.8%にあたり、都市計画区域は93.23km²であり市域の約44%を占めています。

(2) 気候

本市は盆地のため寒暖の差が激しく、夏季には日本有数の酷暑となる地域です。暖候期には風が弱く降水量が約180mm（9月平均）と多い一方で、寒候期には北西の季節風が強く降水量は約32mm（12月平均）と少ないため、年間降水量は全国平均より少ない地域です。

また、全国でも日射量が多い地域であり、年間日照時間は全国の県庁所在地の中で最も長いのが特徴です。

(3) 歴史

県都としての本市の歴史は、中世（戦国時代）の1519年（永正16年）に、武田信玄の父信虎が、躰躰が崎の館を本拠地として城下町の建設に着手し、甲斐の府中「甲府」が誕生したところから始まります。

近世（江戸時代）には、現在の市街地の基盤となる甲府城を中心とした城下町が形成され、柳沢氏の時代に最も繁栄しました。

甲府に市制が施行されたのは近代（明治～戦前）の1889年（明治22年）で、山梨県の政治・経済・文化の中心地として発展し、2000年から特例市となり、開府500年を迎える2019年に中核市移行を目指しています。

図 広域位置図



【出典：Mapion】

表 本市の概要

面積	212.47km ²
人口（2018年1月）	190,118人
人口密度	894.8人/km ²
都市計画区域面積	93.23km ²
東西最長	15.3km
南北最長	41.5km

【資料：第六次甲府市総合計画（面積、最長）
甲府市都市計画基礎調査（都市計画区域面積）
甲府市統計書（人口、人口密度）】



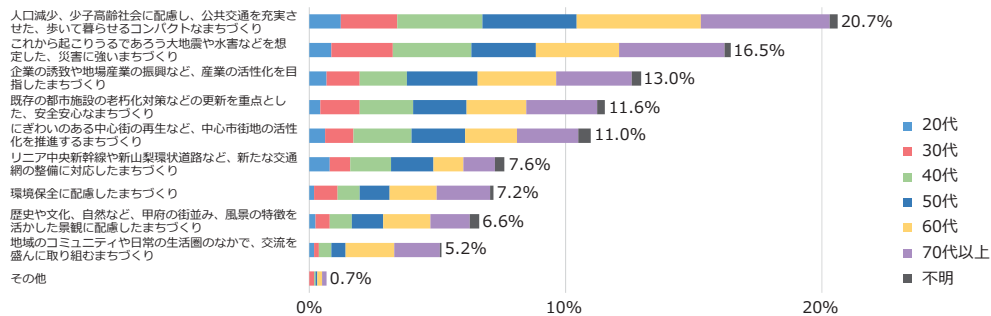
2-2 市民意向

市民アンケート調査

市内在住の満20歳以上79歳以下の市民2,000人（無作為抽出）を対象に、アンケート調査を実施しました。

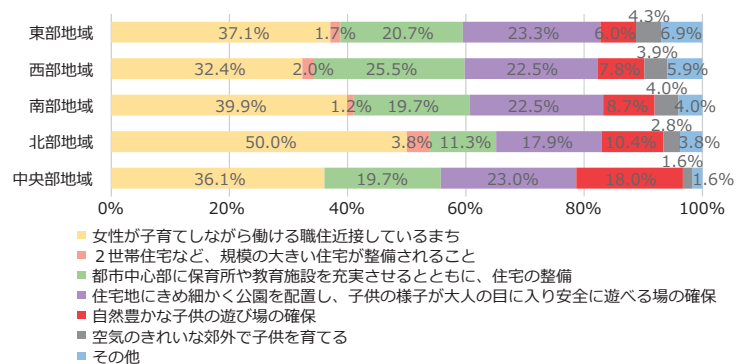
Q. 今後の甲府市のまちづくりにおける重視すべき分野

■ 集計表（複数回答可）



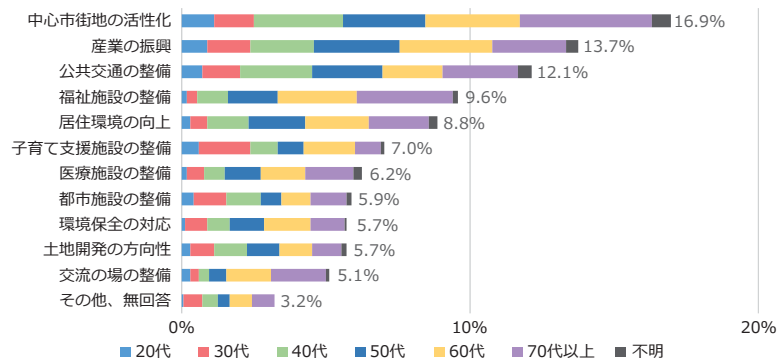
- > 「人口減少、少子高齢社会に配慮し、公共交通機関を充実させた、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」が最も高く、少子化に対し子育て環境への配慮として、「自然豊かな子供の遊び場の確保」が、中央部地域で他地域より多い結果でした。
- > 年齢別において、「リニア中央新幹線や新山梨環状道路など、新たな交通網の整備に対応したまちづくり」が、若い世代ほど高い結果でした。

■ Q. 少子化に対し、子育て環境への配慮（地域別クロス集計）



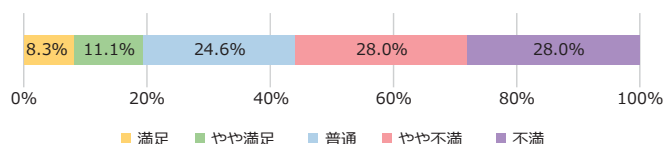
Q. 今後の甲府市のまちづくりにおける重要な課題

■ 集計表（複数回答可）



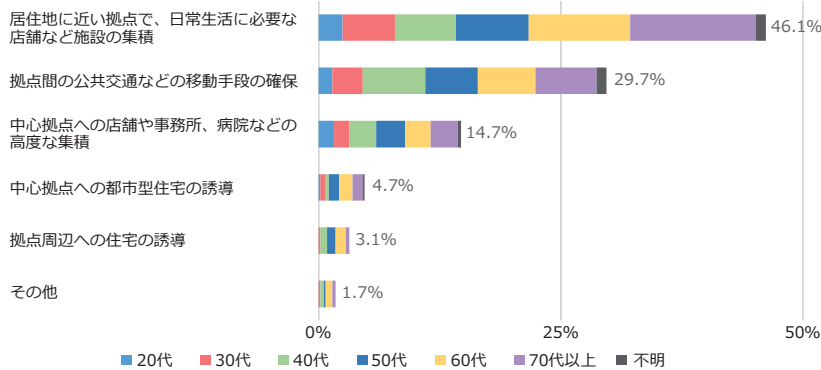
- > 「中心市街地の活性化」「産業の振興」「公共交通の整備」が上位となっており、「鉄道・バスなどの利用しやすさ」では、「やや不満」「不満」が過半数を占める結果でした。
- > 年齢別において、ほとんどの世代で「中心市街地の活性化」が最も高い結果である中で、30代で「子育て支援施設の整備」、50代で「産業の振興」が最も高い結果でした。

■ Q. 鉄道・バスの利用しやすさ（単純集計）



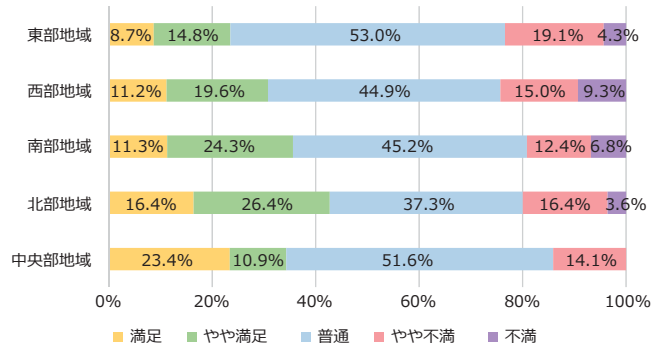
Q. 今後の甲府市の都市構造における重視すべき項目

■集計表（複数回答可）



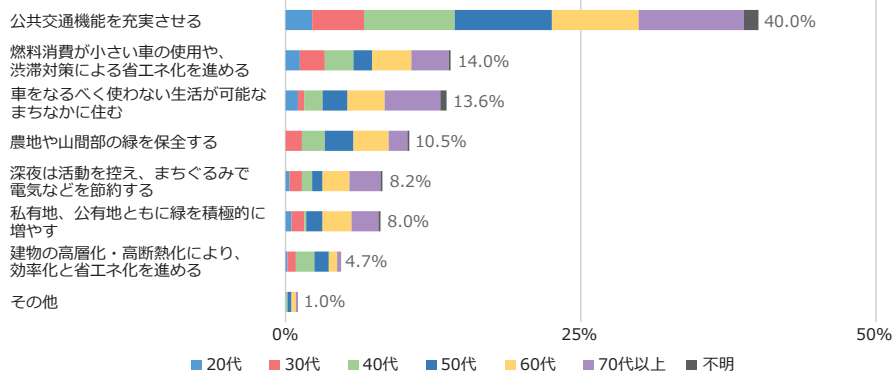
> 「居住地に近い拠点で、日常生活に必要な店舗など施設の集積」が半数近くあり、「拠点間の公共交通などの移動手段の確保」が約30%の回答でした。
 > 年齢別において、「中心拠点への店舗や事務所、病院など高度な集積」が20代で約30%で、他世代より多くなっており、中央部地域における、「病院など医療施設の利用しやすさ」は、「やや不満」が14%程度あるものの「不満」との回答はありませんでした。

■Q. 病院など医療施設の利用しやすさ（地域別クロス集計）



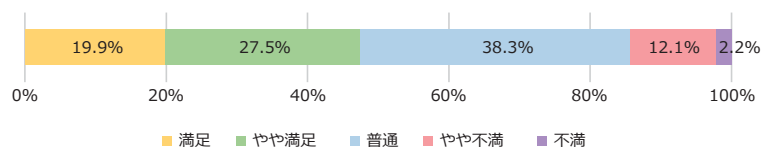
Q. 今後の甲府市のまちづくりにおける環境への配慮項目

■集計表（複数回答可）



> 「公共交通機能を充実させる」が最も高い結果で、「燃料消費が小さい車の使用や、渋滞対策による省エネ化を進める」「車をなるべく使わない生活が可能なまちなかに住む」と続きました。
 > 年齢別において、「農地や山間部の緑を保全する」は、20代で回答がなかったものの、その他の世代では上位の回答率となっており、みどりや自然の豊かさに対して「やや不満」と「不満」は14%程度でした。

■Q. みどりや自然の豊かさ（単純集計）



市民ワークショップ

市民ワークショップは、各地域の居住者で自治会連合会に推薦していただいた方と応募していただいた市民の方で構成し、2016年3月から2016年6月まで毎月1回、全4回開催しました。

写真 第1回ワークショップの様子



【分野別の課題】 検討テーマ：地域の課題を把握し、将来をイメージしよう

人口に関すること 人口減少対策、少子高齢化対策	コミュニティに関すること 地域のつながりの希薄化、多世代交流の促進
土地利用に関すること 秩序ある土地利用の促進、無計画な宅地開発の抑制	産業振興に関すること 企業誘致、農業振興、歴史・文化資源を活かした観光振興
道路・交通に関すること 公共交通の利便性向上、都市計画道路の整備	緑・公園・環境に関すること 身近な緑の整備・保全、景観の保全
福祉・生活・住環境に関すること 空き家対策、身近な生活利便施設の充実、子育てしやすい環境づくり	河川整備に関すること 親水性の高い河川の利用
防災に関すること 避難体制の強化	その他 都市計画・土地利用の方針や制度の周知

【テーマ別の課題】 検討テーマ：まちづくりの課題解決のアイデアを考えよう

<p><テーマ1> 歩いて暮らせる便利なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な生活環境 健やかでいきいき暮らせて、便利なまちを支える生活環境づくりが必要である。 ・ 身近な道路 歩いて暮らせるまちづくりに向けて、安全で快適な道路空間の実現が必要である。 ・ 居住地域 快適で秩序ある居住地域の実現に向け、計画的な土地利用を推進する必要がある。 	<p><テーマ2> 人で賑わう活力のあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地のにぎわい 誰もが中心市街地を訪れたいと思わせる「まちの魅力向上」が必要である。 ・ まちなか居住 まちの賑わい創出に寄与する居住人口の増加に向けて、暮らしやすい環境づくりが必要である。 ・ 都市基盤・公共交通 中心市街地に訪れやすくするための基盤整備や公共交通の見直しが必要である。
<p><テーマ3> 産業が成長・発展し、多様な交流が生まれるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業・工業の振興 多世代の働き口となる企業誘致や地場産業の強化が必要である。 ・ 農業の振興 農地の有効活用や農業の担い手確保等による農業振興を図る必要がある。 ・ 広域交通 産業・農業・観光振興を図るために、広域交通網を整備する必要がある。 	<p><テーマ4> みどり豊かな潤いのある快適なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市と自然の調和 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、緑化推進や里山保全等に努める必要がある。 ・ 甲府らしい景観 甲府らしい自然、歴史、文化を活かした美しく風格あるまちづくりを行う必要がある。 ・ 環境や景観への関心 自然環境や地球温暖化への関心を高めるため、市民活動を促進する必要がある。

【テーマ別の課題】 検討テーマ：目指すべきまちに向け、どのようにしたらよいか考えよう

<p><テーマ1> 歩いて暮らせる便利なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏の再生 高齢者や子育て世代が健やかでいきいき暮らせる日常生活圏の再生を目指し、歩いて暮らせるまちづくりに向けた生活環境の改善や、身近な公園など既存ストックを活かした憩いの場の創出を図ります。 ・身近な生活道路の改善 安全で快適な日常生活圏の形成に向けて、まちの骨格となる道路整備や身近な生活道路の改善等を進めます。 ・秩序ある郊外の土地利用促進 持続可能なまちづくりに向けて、郊外における無秩序な宅地開発を抑制し、快適で秩序ある居住地域の形成を目指します。 	<p><テーマ2> 人で賑わう活力のあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の再生 中心市街地の再生に向けて、行政機関や商業業務、観光、文化、医療・福祉施設などの都市機能を中心市街地により集約させ、都市拠点の充実を図ります。 ・まちなか居住の促進 まちの賑わい創出に寄与する居住人口の増加に向けて、郊外への居住の拡散を抑制し、医療、福祉などの都市施設の集積を図ります。 ・交通基盤の改善 道路等の基盤整備やバスネットワーク等の公共交通の見直しを行います。 交通弱者や地域需要に対応した公共交通網の改善を促進し、利便性の向上及び利用者の増加を図ります。
<p><テーマ3> 産業が成長・発展し、多様な交流が生まれるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・工業の振興 リニア開業等の広域高速交通網や高度情報社会に対応した「次世代型産業」「地域に根ざした産業」の振興を通じて、「甲府市や甲府圏域で働きたい」と思わせる環境づくりに取り組みます。 ・農業の振興 持続可能な農業振興に向けて、優良農地の保全や、新規就農者増加の取組を進めていきます。 ・広域交通網の充実 甲府都市圏と県内外を結ぶ広域交通網の整備を促進し、広域連携軸の強化を図ることで産業振興を支援します。 リニア駅周辺を多様な交流が創出する拠点として位置付け、中心市街地との連携を強化することで、市全体に賑わいが広がるまちづくりを目指します。 	<p><テーマ4> みどり豊かな潤いのある快適なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然の調和の実現 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、市街地や郊外の緑化推進や農地・里山保全等に努めます。 ・甲府らしい景観の保全と創出 “甲府らしさ”を構成する様々な景観を、それぞれの特性や地域の実情等に即し、保全又は創出します。 ふるさと甲府の景観づくりを、市民、事業者、行政等が力を合わせて進めます。 ・環境や景観の向上 甲府特有の自然を活かした市民活動の促進を通じて、自然環境や景観への関心を高めながら、地球温暖化を抑制するため、市民、事業者、行政等が協働して取り組みます。

写真 第2回ワークショップの様子



写真 第3回ワークショップの様子



写真 第4回ワークショップの様子



2-3 分析・課題

分析・課題①

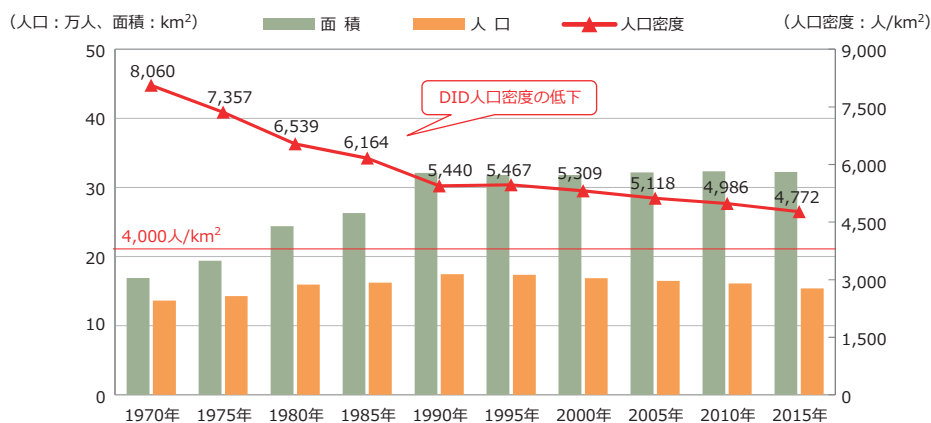
現況の分析

- ・市街地外への人口流出等により、人口集中地区（DID）の人口密度の低下に伴う都市のスポンジ化（空洞化）が懸念されます。
- ・市街化区域内で人口が減少している一方で市街化調整区域では人口が増加しており、無秩序に都市が拡散しています。

課題①

➤ 都市的サービスやコミュニティの維持・活性化を図るため、郊外への居住の拡散抑制、適切な都市施設及び居住の誘導により、市街化区域の人口密度を維持していくことが必要です。

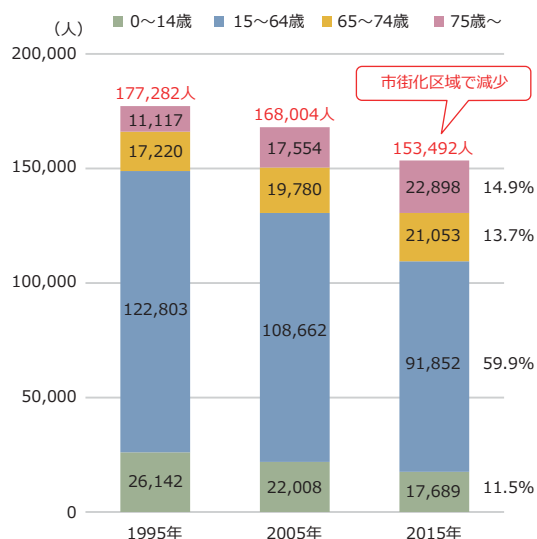
図 人口集中地区（DID）人口・面積及び人口密度の推移



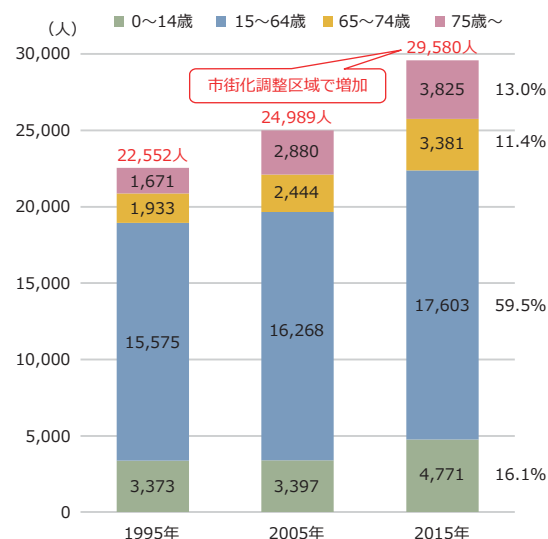
【資料：甲府市統計書】

図 区域別人口の推移

【市街化区域】



【市街化調整区域】



【資料：総務省国勢調査】

分析・課題②

現況の分析

- ・教育施設、行政機関などの都市機能が集積している中心市街地の人口は激減している中で、世帯数は横ばいであることから核家族化が進んでおり、中心市街地の活力低下を招いているため、一層まちの再生が急務です。
- ・中心市街地の歩行者通行量や小売販売額は減少傾向にあり、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する区域において、積極的なまちづくりが求められています。



課題②

➤ **甲府市の核となる中心市街地の賑わいや魅力は、市全体の活性化につながるため、中心市街地を含む都市機能を誘導すべき区域の充実が必要です。**

図 中心市街地人口及び世帯数の推移

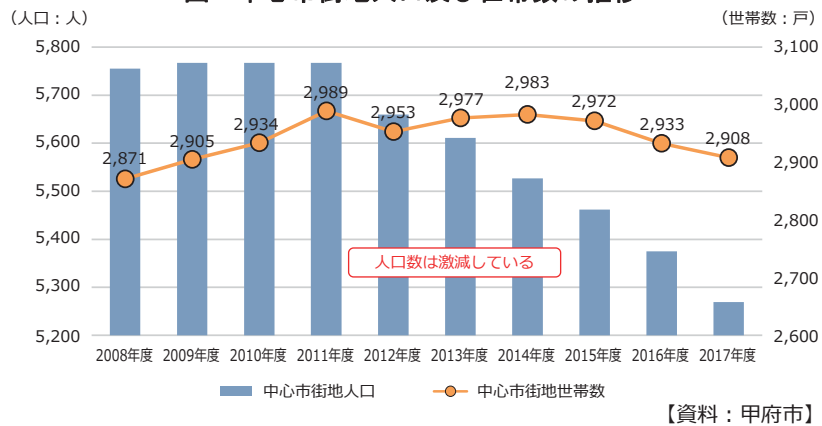


図 中心市街地歩行者通行量の推移

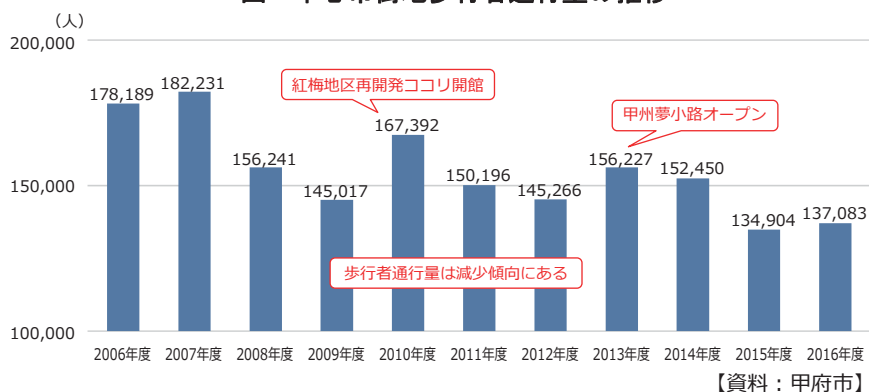
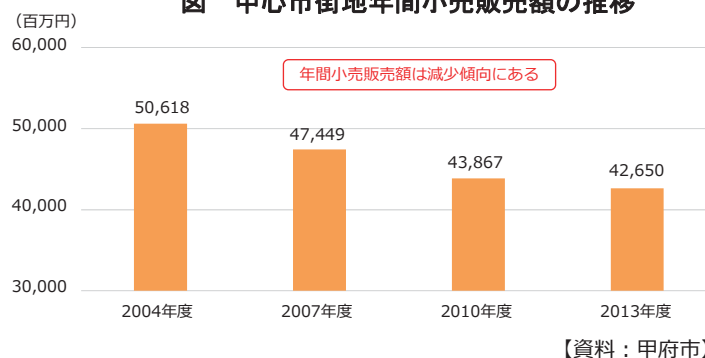


図 中心市街地年間小売販売額の推移



分析・課題③

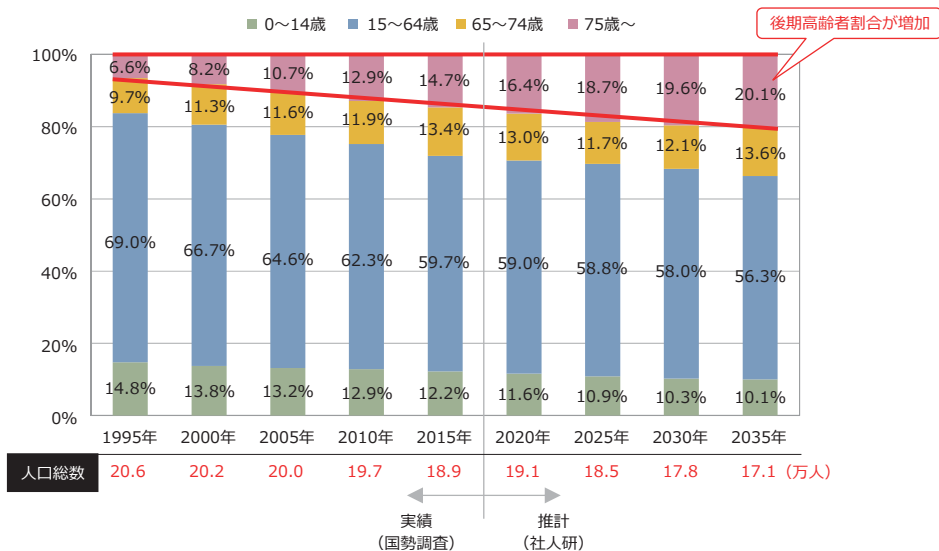
現況の分析

- ・人口減少が見込まれる中、年少人口の減少と高齢者人口の増加が見られ少子高齢化が進行しており、後期高齢者人口の割合が前期高齢者人口の割合よりも高いことから、高齢化が深刻化しています。
- ・交通機関分担率の変化より、年々自家用車の利用が増加しており、公共交通離れが進んでいます。

課題③

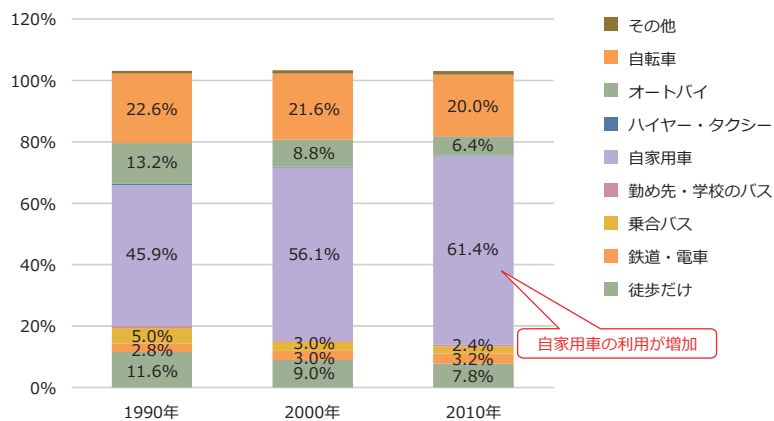
➤ **高齢者をはじめとする交通弱者の増加が予想されるため、居住を誘導すべき区域において、高齢者の生活環境や子育て環境を向上させ、歩いて暮らせるまちづくりが必要です。**

図 年齢4区分別人口割合の推移



【資料：総務省国勢調査（年齢不詳を除く）、国立社会保障・人口問題研究所】
※2015年総務省国勢調査を基準として推計

図 通勤通学時の交通機関分担率の変化



【資料：総務省国勢調査】

分析・課題④

現況の分析

- ・ 義務的経費は増加しており、今後 30 年間で公共施設の保有量（延床面積）を 31%削減する目標を掲げています。
- ・ 建築後 30 年以上経過した施設は全体の 51.4%を占めており、将来的に大幅な建替えが予想されます。
- ・ これまで多くのインフラ資産が整備されてきましたが、老朽化が進み順次更新の時期となり、多額の費用がかかることが見込まれます。

課題④

公共施設及びインフラ資産の既存ストックは、将来的に更新など費用の増大が予想されるため、施設総量の適正化、長寿命化及び効率的な施設運営を図る必要があります。



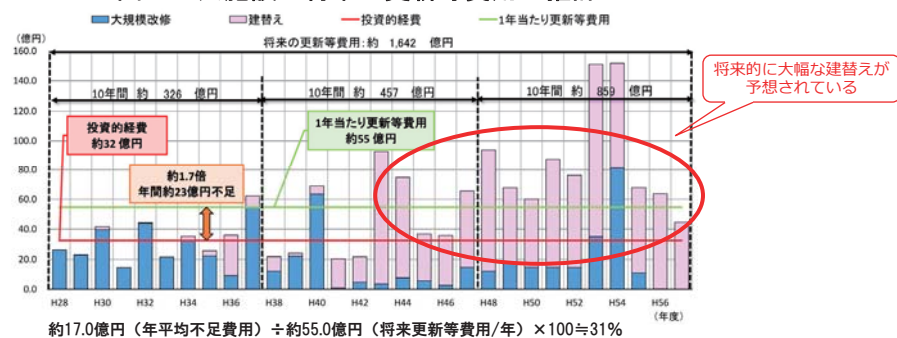
図 歳出の推移



高齢化の進行などにより増加傾向

【資料：甲府市公共施設等総合管理計画】

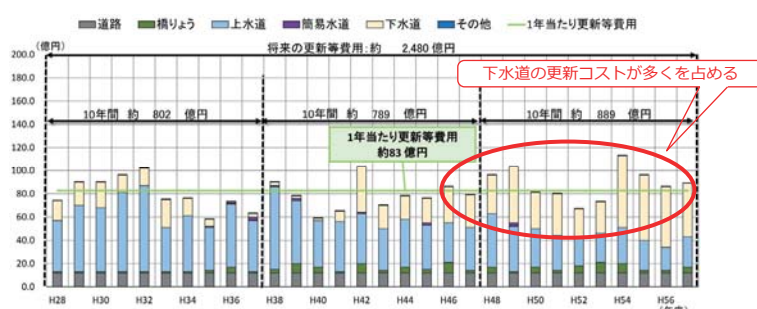
図 公共施設の将来の更新等費用の推計



約17.0億円（年平均不足費用）÷ 約55.0億円（将来更新等費用/年）× 100 ≈ 31%

【資料：甲府市公共施設等総合管理計画】

図 インフラ資産の将来の更新等費用の推計



【資料：甲府市公共施設等総合管理計画】

分析・課題⑤

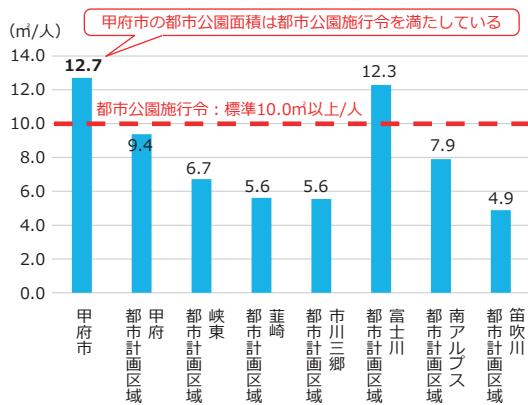
現況の分析

- ・市民一人当たりの都市公園面積は約12.7㎡であり、甲府市都市公園条例（標準10㎡以上/人）を満たしていますが、中央ブロックにおける1人当たりの開設されている公園面積は少ない状況です。
- ・遊亀公園及び附属動物園は集客力が期待される重要な都市機能であることから、効果的な再整備が急務です。

課題⑤

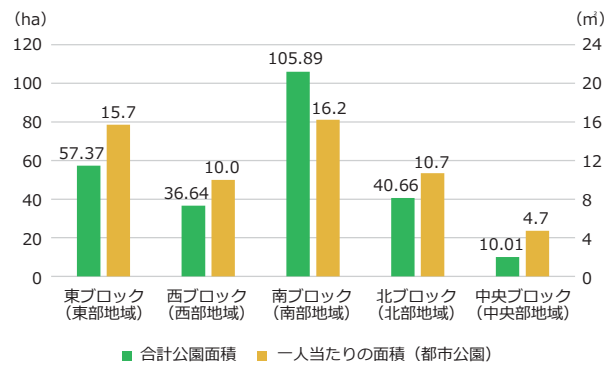
➤ **身近な施設を活用し憩いの場や子育て環境の充実を図るため、甲府のシンボルである遊亀公園及び附属動物園を再整備し、都市環境の改善を行う必要があります。**

図 甲府盆地 7 都市計画区域における 1 人当たりの都市公園面積



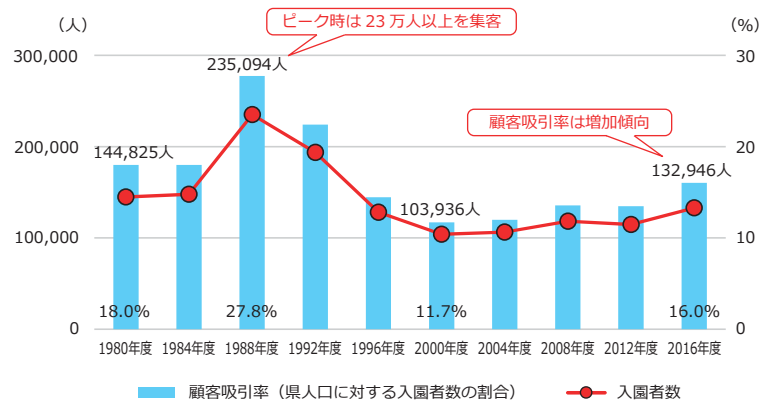
【資料：山梨県の都市計画（資料編）（2014年3月現在）】

図 公園整備の状況



【資料：甲府市（2011年度）】

図 遊亀公園及び附属動物園の入園者数と顧客吸引率の推移



【資料：甲府市】

分析・課題⑥

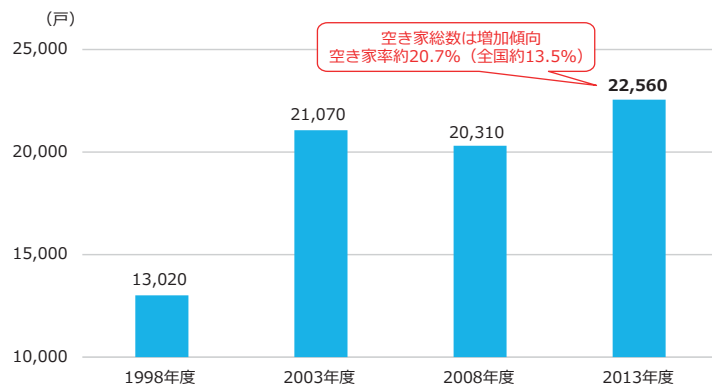
現況の分析

- ・ 空き家総数は増加傾向にあり、特に中央部地域は空き家数が850戸、各地域の棟数に占める空き家の割合は8.10%と他地域と比べて最も高く、空き家の活用又は除却が急務です。
- ・ 中央部地域においては、利活用を図れる空き家が80%以上ある一方で、倒壊や建設材の飛散など危険が切迫している空き家が他の地域と比べて多い状況です。

課題⑥

➤ **都市のスポンジ化は、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、空き家や空き地等の既存ストックを活用し、居住環境の整備改善が必要です。**

図 空き家総数の推移



【資料：総務省住宅・土地統計調査】

表 空き家総数の内訳 (2013年度)

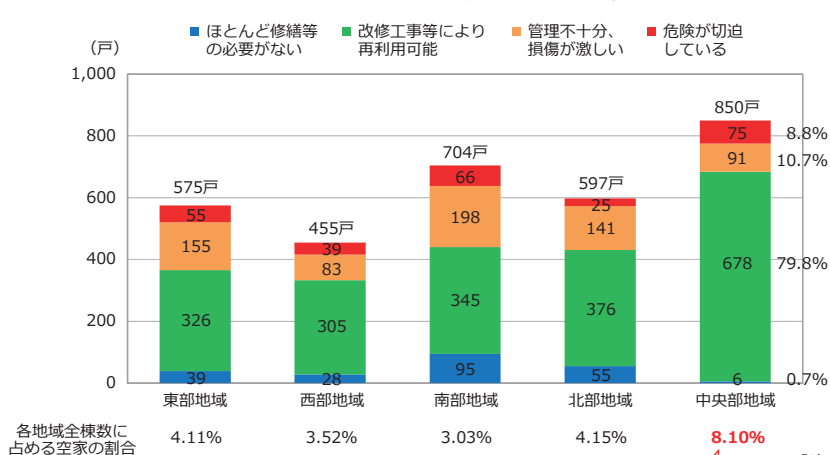
	二次的住宅	賃借用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅	総数
各数	860	15,000	580	6,120	22,560

※二次的住宅：週末や休暇時に避暑、避寒、保養等の目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅

※サンプリング調査

【資料：総務省住宅・土地統計調査】

図 空き家等の実態調査結果



中央部地域で空き家率が高い

【資料：甲府市空家等対策計画】

分析・課題⑦

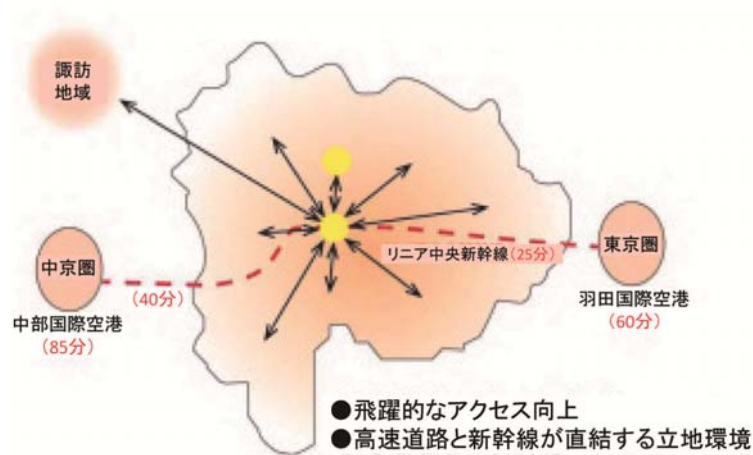
現況の分析

- ・三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を結ぶリニア中央新幹線は、時間距離の大幅な短縮効果があります。
- ・リニア開業による企業活動の活性化、観光需要、交流人口による賑わい等が期待されます。

課題⑦

➢ リニア開業の効果を市内全域に波及させるため、企業誘致、観光振興、定住人口の増加等の施策を展開する必要があります。

図 リニア開業に伴う時間距離



【資料：山梨県リニア環境未来都市整備方針】

表 リニア開業に伴う県内の効果と影響

＜2035年時点を予測＞	
(仮称)リニア山梨県駅利用者数:乗降客数 (うち観光目的)	約12,300人/日 (約8,600人/日)
県内に新規で立地する企業数	約2,600事業所
県内に新規で居住する人の数	約14,600人

【資料：山梨県リニア活用基本構想】

図 リニア環境未来都市の対象エリア



【資料：山梨県リニア環境未来都市整備方針】

分析・課題⑧

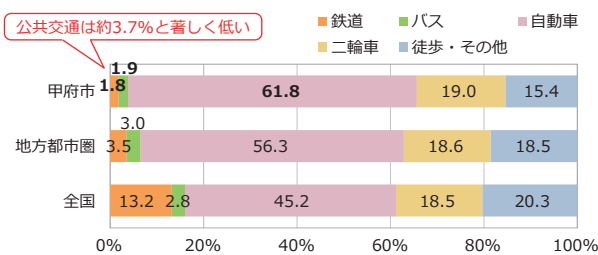
現況の分析

- ・甲府市における公共交通の分担率は約3.7%と全国と比べても低く、自動車分担率は約61.8%と過度な車依存である一方で、鉄道駅では、甲府駅利用者数が横ばいであり、JR身延線利用者数は少ない状況です。
- ・市内のバス路線は、甲府駅を中心として放射状に広がっており市内を概ね網羅していますが、東部地域及び（仮称）リニア山梨県駅建設地である南部地域において、バス交通の空白地域が見られます。

課題⑧

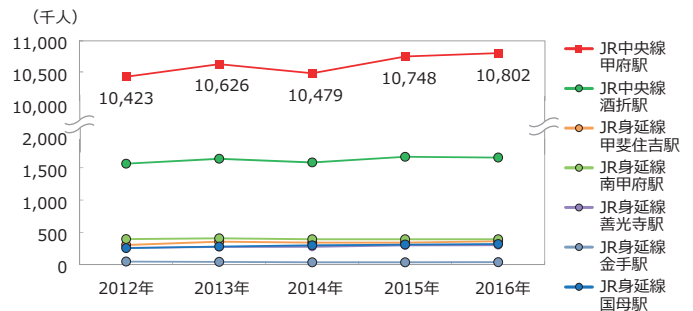
➤ 甲府駅と（仮称）リニア山梨県駅間を基幹軸として拠点間の連携を強化するため、JR身延線や路線バスなどを活用した効率的で利便性の高い公共交通体系の実現が必要です。

図 交通機関分担率の比較



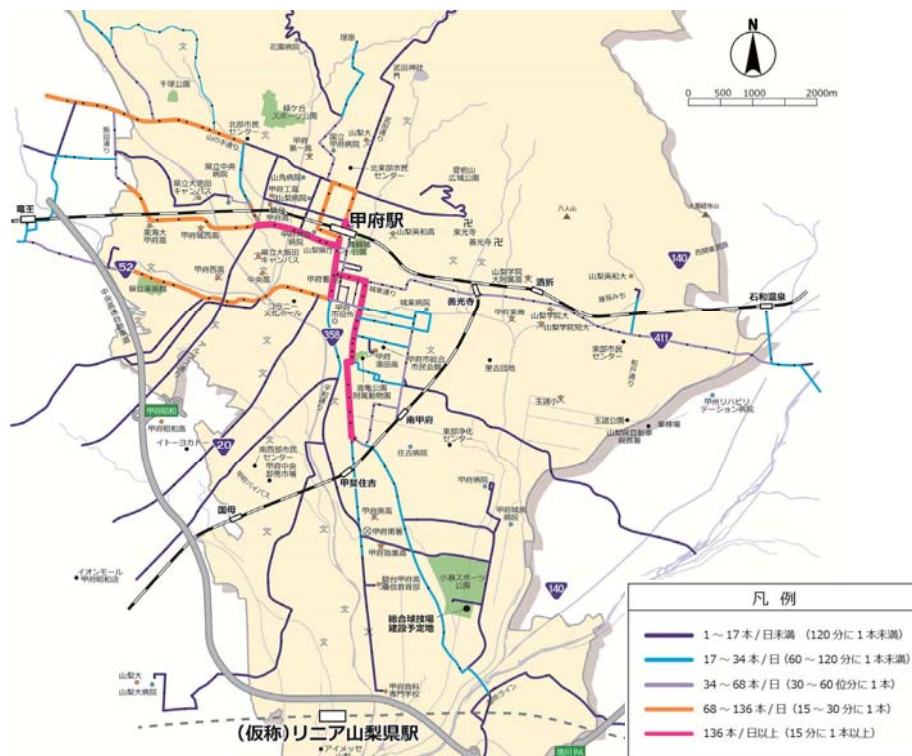
【資料：山梨県甲府都市圏総合交通体系調査報告書
国土交通省全国都市交通特性調査集計結果
(甲府市以外)】

図 市内の駅乗降客人数の推移



【資料：甲府市都市計画基礎調査（2017年度）】

図 バス路線網図



【資料：甲府市公共交通体系基本構想】

分析・課題⑨

現況の分析

- ・ 拠点に不足する都市機能を補い合い連携するための軸となる都市計画道路の整備状況は、整備率57.1%と全国的（平均63.6%）にも低い状況です。
- ・ 都市機能の安全安心な利便性向上が必要である中で、度重なる地震への対策を重点に学校施設の耐震化は完了しましたが、指定避難路沿いの民間建築物の耐震化への認識は低い状況です。

課題⑨

➤ **地域活力の創出や震災の被害を最小化するため、都市計画道路整備プログラムに基づき、効果的・効率的な道路ネットワーク整備の推進や拠点間を結ぶ沿道の防災対策が必要です。**

図 都市計画道路の整備状況

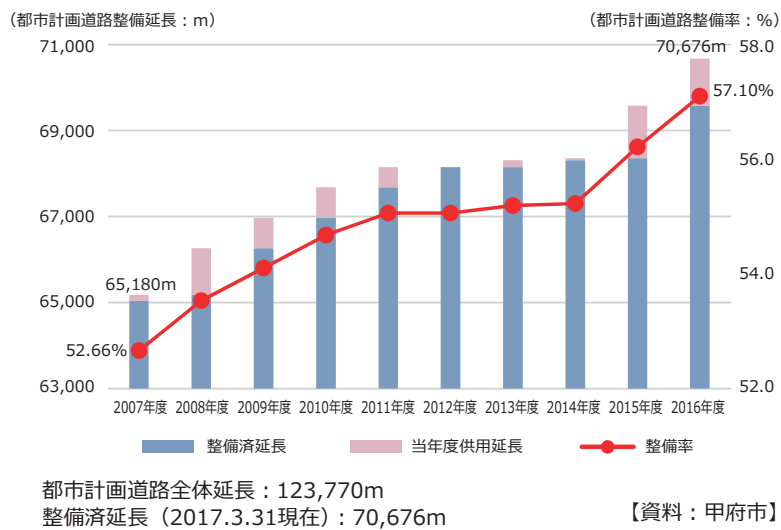


図 市立学校施設の耐震化状況

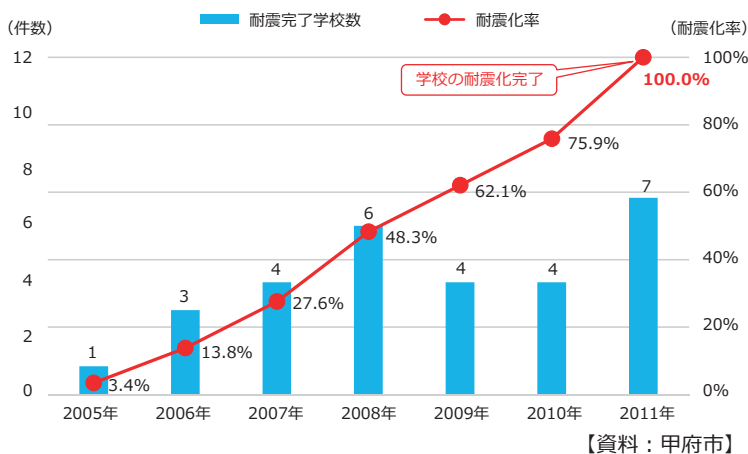


表 指定避難路における民間建築物の耐震診断状況

事業開始年度	2015年度～
指定避難路	約145.9km(57路線)
耐震診断対象戸数	251戸
診断済戸数	33戸（内耐震性を有する1戸）

2017. 3. 31現在

【資料：甲府市耐震改修促進計画】

分析・課題⑩

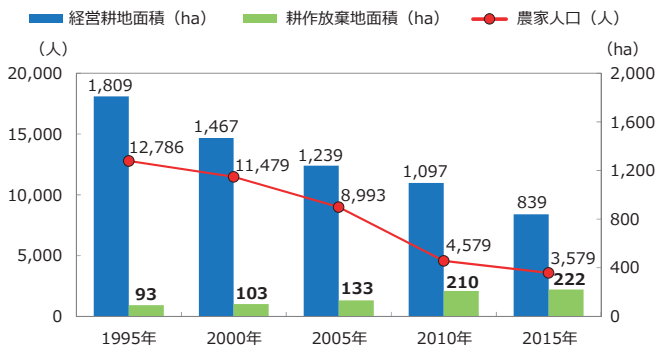
現況の分析

- ・農家人口、経営耕地面積及び農作物販売金額は減少しており、農業の衰退が懸念されるとともに、耕作放棄地面積のさらなる増大が危惧されます。
- ・市街化区域と比べ市街化区域外（農業振興地域）での開発及び農地転用が多い状況です。

課題⑩

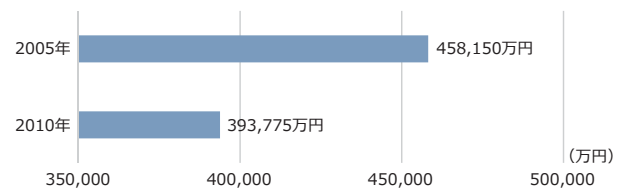
➤ **都市の健全な発展や持続可能な農業を推進するため、農業の法人化を通じて耕作放棄地を活用するなど農業振興施策と適切に連携を図る必要があります。**

図 経営耕地面積、耕作放棄地面積、農家人口の推移（合計）



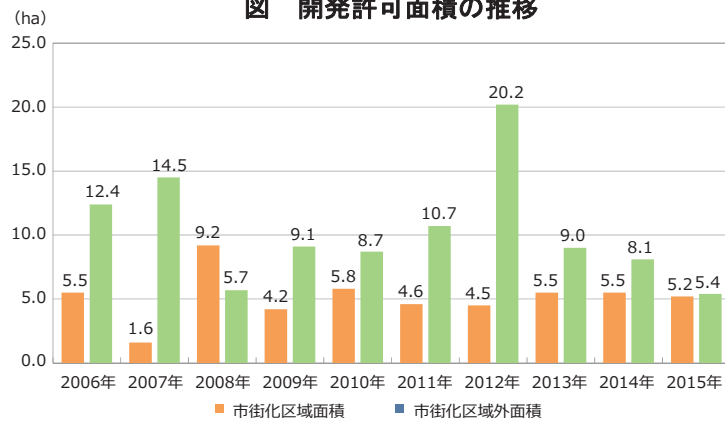
【資料：農林水産省農林業センサス】

図 農作物販売金額の推移（総額）



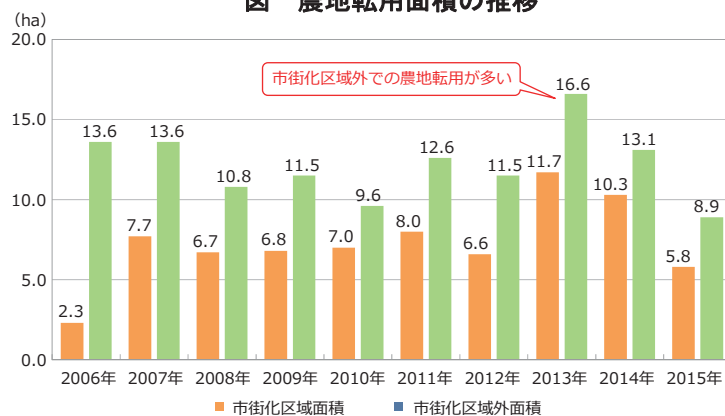
【資料：経済産業省・内閣官房地域経済分析システム（2010年）】

図 開発許可面積の推移



【資料：山梨県土地利用動向調査】

図 農地転用面積の推移



【資料：山梨県土地利用動向調査】

分析・課題⑪

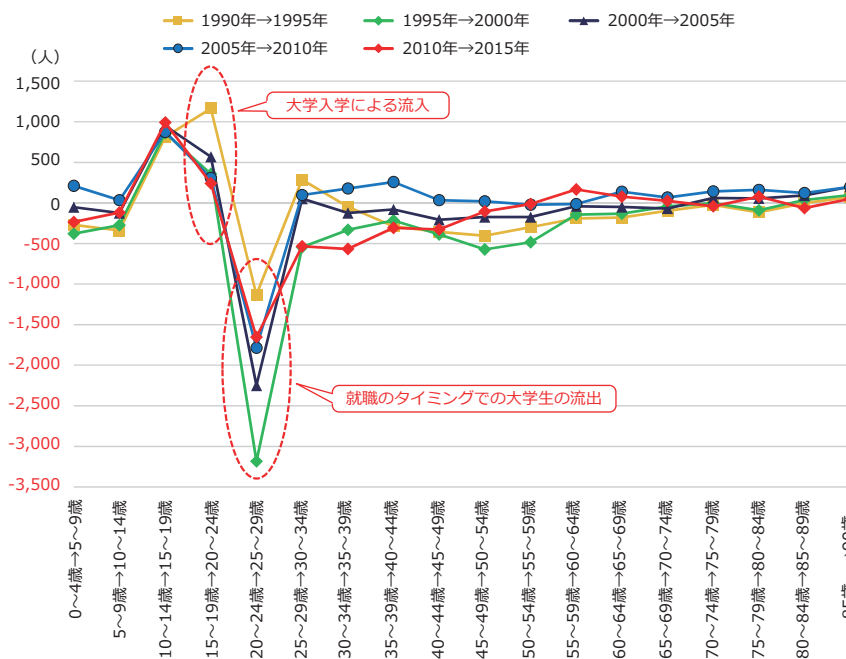
現況の分析

- ・人口移動の長期動向は、大学入学による流入が一時的にあり、その後の就職時での流出が極めて多い状況です。
- ・産業構成割合は、極端に第3次産業の割合が高く、第1次・第2次産業の割合が低くなっています。
- ・ホテルや旅館施設数は横ばいに推移していますが、リニア開業による観光客やビジネスユーザーの増加が期待されます。

課題⑪

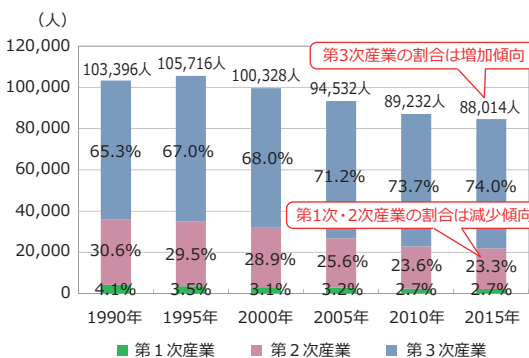
➤ リニア開業など新たな交通手段を有効に活用する中で、工場、ホテル・旅館、観光施設、農場等、産業の誘致と安定的な雇用の確保を図る必要があります。

図 年齢階級別の人口移動の長期動向



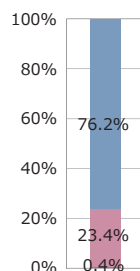
【資料：甲府市人口ビジョン】

図 産業別就業人口の推移



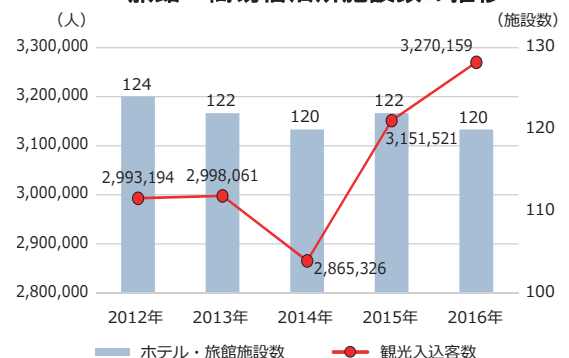
【資料：総務省国勢調査】

図 生産額割合



【資料：経済産業省・内閣官房地域経済分析システム(2010年)】

図 甲府市の観光入込客数とホテル・旅館・簡易宿泊所施設数の推移



【資料：山梨県観光入込客統計調査報告書、(公財)日本交通公社旅行年報2016】

分析・課題⑫

現況の分析

- ・ 既存工業団地は、すべて入居済みであるとともに、本来工業系の用途に利用されるべき用途地域が、住宅か商業系に利用されており、産業用地が減少しています。
- ・ 第3次産業において不動産の構成割合が多いのは、第2次産業の建設業の多さにも連動しており、人口減少しているものの核家族化により宅地開発がされているため、産業用地の確保が困難です。

課題⑫

➤ 周辺環境、物流環境及び経済性が良い産業の集積地を確保するため、インターチェンジ周辺や工業団地周辺などの適地に産業立地を促す計画的な土地利用や支援施策が必要です。

図 工業系土地利用の現況



図 第2次産業別割合の状況

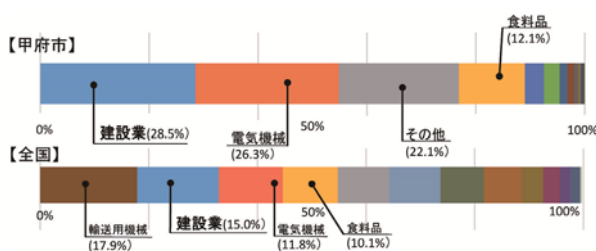
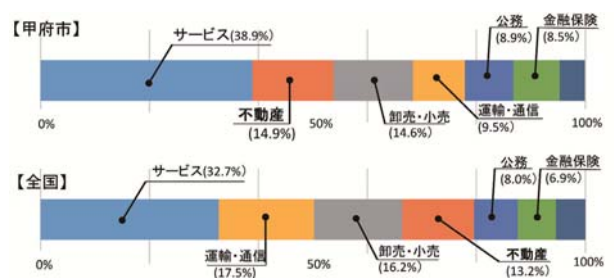


図 第3次産業別割合の状況



【資料：経済産業省・内閣官房地域経済分析システム（2010年）】

分析・課題⑬

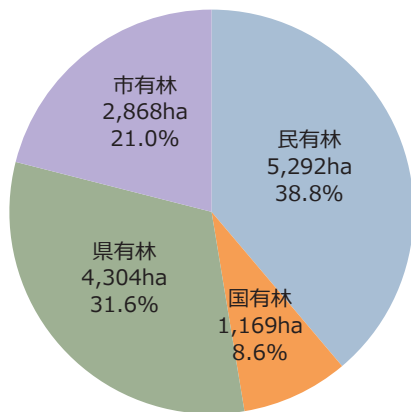
現況の分析

- ・森林は、本市の総面積の約64%を占めており、災害危険区域の指定が多い中山間地域に分布している中で、水源かん養、災害防止等多面的な機能を有しています。
- ・居住を誘導すべき区域において、都市農地は良好な市街地環境を形成しています。また、その区域の外側は、持続可能な土地利用策として農地の役割が重要です。

課題⑬

➤本市の恵まれた森林や農地を保全・活用し、資源の適正な管理及び有効な利用を図るため、都市と緑・農が共生する循環型社会の構築が必要です。

図 森林の所有形態



森林面積 : 13,633ha
(行政面積 : 約64%)

【資料：甲府市緑の基本計画】
※森林面積：森林簿から抽出

図 災害危険区域

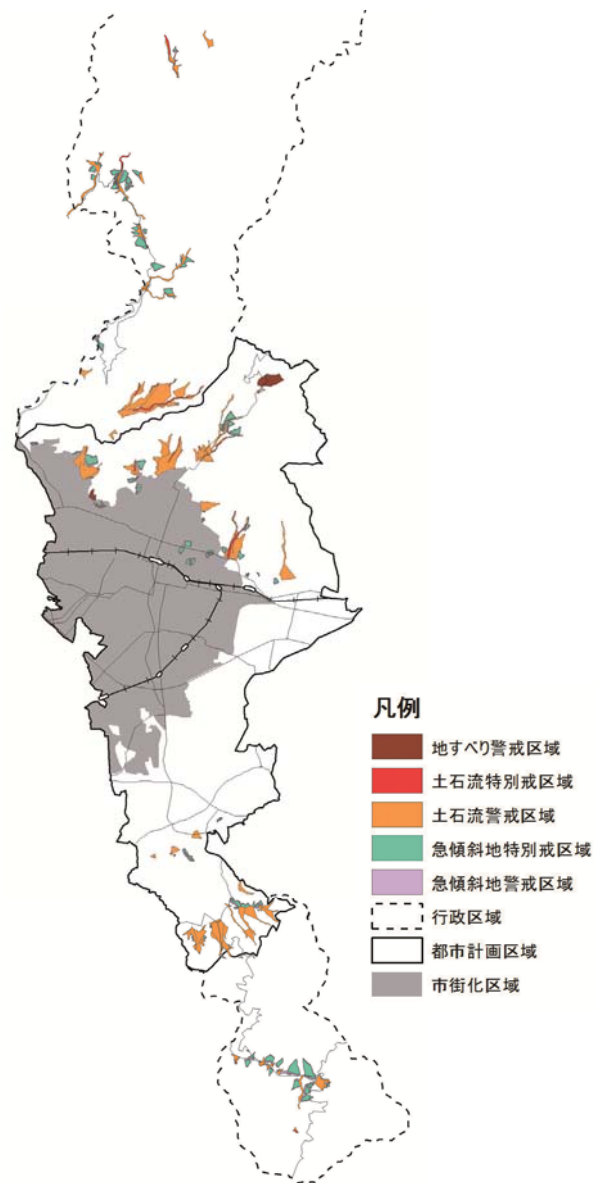
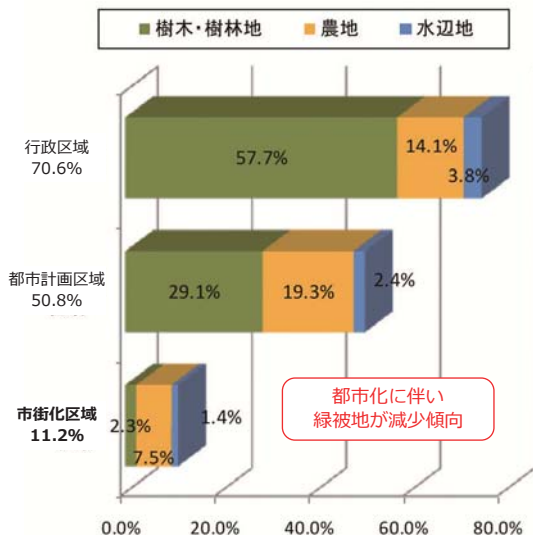


図 緑被地の割合



【資料：甲府市緑の基本計画】
※緑被面積：航空写真と地形図の判読により測定

【資料：甲府市防災ハザードマップ】

分析・課題⑭

現況の分析

- ・本市は、豊かな里山や森林などの自然資源が豊富に存在しており、武田神社や甲府城などの歴史的価値の高い景観資源も多数有しています。
- ・甲府市景観計画（2011年12月）を策定し、良好な景観形成に取り組んでおり、先導的景観形成地区にて、よりきめ細やかな規制や誘導を図っています。

課題⑭

➤ 甲府らしいふるさとの景観を後世に受け継ぎ快適な環境を持続させるため、地域の実情等に即した景観の保全・創出や公共サインの統一化が必要です。

図 良好な景観の形成及び保全地区



【資料：甲府市景観計画】

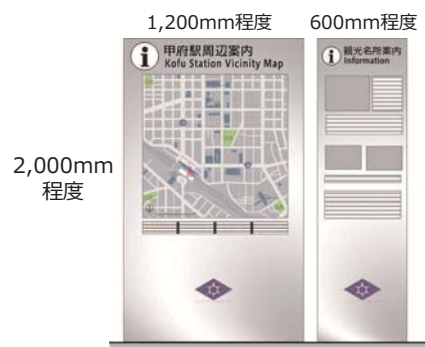
写真 武田神社及び山梨大学周辺地区



写真 甲府駅北口周辺地区



図 公共サインの基本デザイン



【資料：甲府市公共サイン計画】

分析・課題⑮

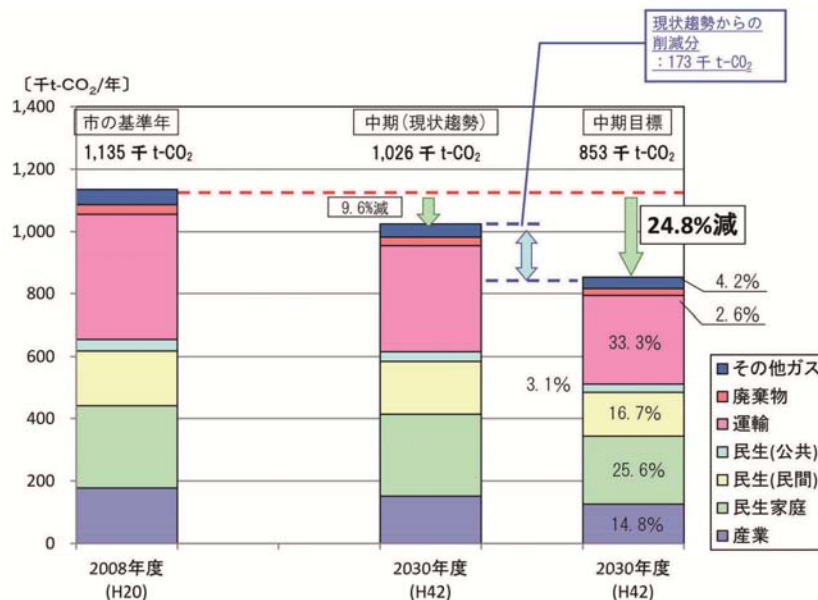
現況の分析

- ・ 2030年度の温室効果ガス排出量は、2008年度比で約25%削減とすることを目標としており、省エネ効果の高い設備などの導入が求められています。
- ・ 環境への負荷を考慮し、通勤通学や買い物等の状況に応じてエコで賢い移動方法の選択、省エネ住宅や施設等及び省エネ型機器の普及促進が求められています。

課題⑮

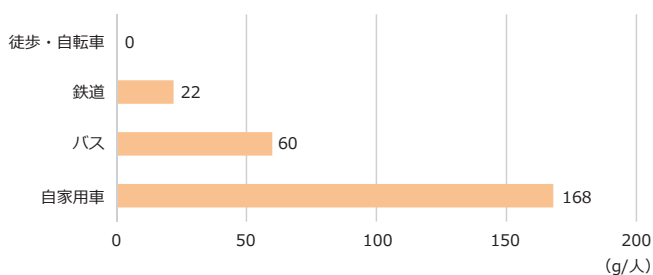
➤ 低炭素社会の実現のため、公共交通機関の利用促進や建物・機器による省エネの推進等により、温室効果ガス排出の削減に取り組むことが必要です。

図 温室効果ガス排出削減率の中期目標



【資料：甲府市地球温暖化対策実行計画】

図 移動手段別の二酸化炭素排出量 (1km 当たり)



【資料：甲府市地球温暖化対策実行計画】

写真 省エネ施設 (甲府市役所)



第 3

章

まちづくり基本目標と将来都市構造

- 3-1 まちづくり基本目標
- 3-2 目指すべき将来都市構造の考え方
- 3-3 将来都市構造の区分
- 3-4 目指すべき将来都市構造
- 3-5 拠点・地区の現況



市の木 カシ

3-1 まちづくり基本目標

【課題】

- ① 都市的サービスやコミュニティの維持・活性化を図るため、郊外への居住の拡散抑制、適切な都市施設及び居住の誘導により、市街化区域の人口密度を維持していくことが必要です。
- ② 甲府市の核となる中心市街地の賑わいや魅力は、市全体の活性化につながるため、中心市街地を含む都市機能を誘導すべき区域の充実が必要です。
- ③ 高齢者をはじめとする交通弱者の増加が予想されるため、居住を誘導すべき区域において、高齢者の生活環境や子育て環境を向上させ、歩いて暮らせるまちづくりが必要です。
- ④ 公共施設及びインフラ資産の既存ストックは、将来的に更新など費用の増大が予想されるため、施設総量の適正化、長寿命化及び効率的な施設運営を図る必要があります。
- ⑤ 身近な施設を活用し憩いの場や子育て環境の充実を図るため、甲府のシンボルである遊亀公園及び附属動物園を再整備し、都市環境の改善を行う必要があります。
- ⑥ 都市のスポンジ化は、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、空き家や空き地等の既存ストックを活用し、居住環境の整備改善が必要です。
- ⑦ リニア開業の効果を市内全域に波及させるため、企業誘致、観光振興、定住人口の増加等の施策を展開する必要があります。
- ⑧ 甲府駅と（仮称）リニア山梨県駅間を基幹軸として拠点間の連携を強化するため、JR 身延線や路線バスなどを活用した効率的で利便性の高い公共交通体系の実現が必要です。
- ⑨ 地域活力の創出や震災の被害を最小化するため、都市計画道路整備プログラムに基づき、効果的・効率的な道路ネットワーク整備の推進や拠点間を結ぶ沿道の防災対策が必要です。
- ⑩ 都市の健全な発展や持続可能な農業を推進するため、農業の法人化を通じて耕作放棄地を活用するなど農業振興施策と適切に連携を図る必要があります。
- ⑪ リニア開業など新たな交通手段を有効に活用する中で、工場、ホテル・旅館、観光施設、農場等、産業の誘致と安定的な雇用の確保を図る必要があります。
- ⑫ 周辺環境、物流環境及び経済性が良い産業の集積地を確保するため、インターチェンジ周辺や工業団地周辺などの適地に産業立地を促す計画的な土地利用や支援施策が必要です。
- ⑬ 本市の恵まれた森林や農地を保全・活用し、資源の適正な管理及び有効な利用を図るため、都市と緑・農が共生する循環型社会の構築が必要です。
- ⑭ 甲府らしいふるさとの景観を後世に受け継ぎ快適な環境を持続させるため、地域の実情等に即した景観の保全・創出や公共サインの統一化が必要です。
- ⑮ 低炭素社会の実現のため、公共交通機関の利用促進や建物・機器による省エネの推進等により、温室効果ガス排出の削減に取り組むことが必要です。

第六次総合計画

都市像 人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府

基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

基本目標2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

基本目標4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

都市計画マスタープラン

将来都市構造 集約と連携による持続可能な都市構造

基本目標1 人口減少・少子高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり

基本目標2 既存ストックを活かした持続可能なまちづくり

基本目標3 拠点同士が連携した活力あるまちづくり

基本目標4 地域特性を活かした産業振興のまちづくり

基本目標5 自然を保全し環境に配慮したまちづくり

基本目標 1 人口減少・少子高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり

立地適正化計画を活用したまちづくりに向けて、居住の拡散を抑制するとともに、甲府駅周辺における都市機能の魅力を高めながら、身近にある医療・福祉施設、商業施設、教育機関等を維持し、必要に応じて誘導します。また、歩いて生活できる都市環境の実現に努め、高齢者や子育て世代をはじめ市民の生活利便性の維持向上や健康寿命を延ばせる住環境づくりに取り組むことで、いきいきと輝く人を育むまちづくりを推進します。

基本目標 2 既存ストックを活かした持続可能なまちづくり

公共施設及びインフラ資産の施設総量の適正化、長寿命化及び効率的な施設運営を推進し、より一層の安定的な市民サービスの提供につなげます。また、甲府のシンボルである遊亀公園、附属動物園等、身近な施設の再整備により憩いの場や子育て環境が充実した「こども最優先のまち（子育て・子育て）」を目指し、空き家など既存ストックを活用しながら、安全で安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標 3 拠点同士が連携した活力あるまちづくり

新たな交通ネットワークの形成を契機とした利便性の高い公共交通体系の実現により、拠点同士や拠点と地区[※]のアクセスを向上することで、連携と役割分担による相乗効果を発揮させるとともに、地域コミュニティの交流や活動が拡大され、魅力があふれ人が集う活力あるまちづくりを推進します。

※地区とは、特定の機能を補強する地区をいう。

基本目標 4 地域特性を活かした産業振興のまちづくり

リニア開業による活発な企業活動や交流人口の拡大を市域全体の活性化につなげ、甲府市の大きな発展に結びつけていくとともに、農業・工業・商業・観光など地域経済を支える産業の振興を図り、市民がいきいきと働くことができる雇用環境を充実させて、「くらし潤うまち（稼ぐ・稼げる）」の創出を目指したまちづくりを推進します。

基本目標 5 自然を保全し環境に配慮したまちづくり

まちと緑・農が共生する甲府の景観を次世代へと引き継ぐため、身近な緑や水辺を大切にしながら、恵まれた森林、農地及び歴史的に価値の高い資源の保全・活用を図り、環境への負担の少ない社会の構築を目指して、自然と都市機能が調和する快適なまちづくりを推進します。


3-2 目指すべき将来都市構造の考え方

【市の現状】

前回の都市計画マスタープランにおいても、「**効率的で魅力あふれる持続可能なまちづくり**」を目標に、拡散型から集約型の都市構造への転換を掲げて、様々な施策や事業を展開してきましたが、いまだに住宅や店舗等の郊外立地が進んでいます。

【国・県の方針】

国・県は、これからのまちづくりのあり方として、医療・福祉施設や商業施設等がまとまって立地し、その周辺に住居を誘導する中で、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『**コンパクト・プラス・ネットワーク**』の考えでまちづくりを進めていくことが重要としています。

- 
- ▶ 前回の都市計画マスタープランにおける「まちづくりの方向性」を一層深化するため、次の方針を掲げます。
 - ・人口密度 40 人/ha を下回ると、生活利便施設の撤退の恐れがあり、日常生活が不便になると想定されるため、居住を誘導すべき区域での将来に向けた人口密度の確保
 - ・超高齢社会の到来を背景に、交通弱者が増加するため、利便性の高い公共交通ネットワークの構築
 - ▶ 国・県の方針「コンパクト・プラス・ネットワーク」を踏まえて、「まちづくり基本目標」を達成するため、将来都市構造を「**集約と連携による持続可能な都市構造**」とします。

集約と連携による持続可能な都市構造

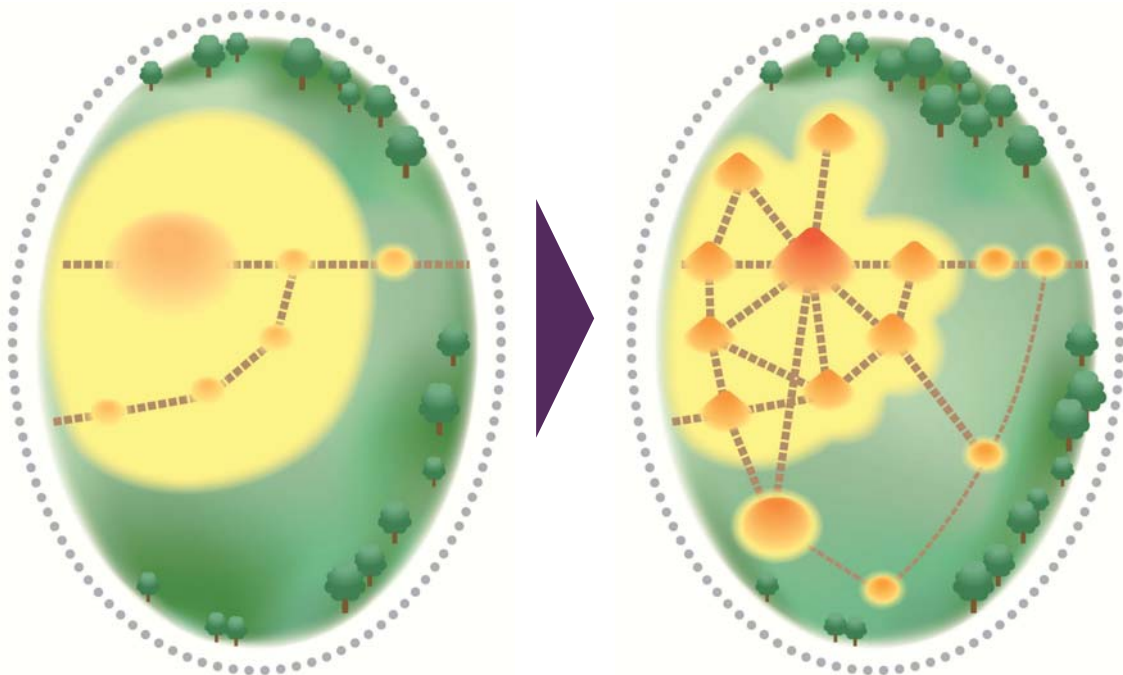
- 都市機能や生活利便機能を拠点に集約し、拠点同士や拠点と地区を公共交通等のネットワークでつなぐことで、拠点周辺や公共交通沿線での居住を促進し、生活サービスの利便性を高めるとともに、既存集落や地区内では、豊かな自然と調和した環境を、将来的にも持続できる集落地域とする「集約と連携による持続可能な都市構造」とします。
- まちづくりや観光振興と連携した面的な公共交通ネットワークを構築することで、誰もが快適に移動できる環境の実現により、持続可能なまちづくりに寄与します。
- まちづくりと農業振興施策とが連携し、緑地や農地等を保全・活用することで、「まち」と緑・農が共生し、「人」が身近に「自然」を感じられる未来都市の構造とします。

これまでの都市構造

都市の集約化に向けて様々な施策等が展開されていますが、少子高齢化の進行や市街地のにぎわい低下が著しいため、都市の拡散化をくい止め、秩序ある計画的な土地利用コントロールが必要です。

これからの都市構造のイメージ

都市機能や居住の集約化を図り、集落地域が持続できるように、それらを公共交通などのネットワークでつなぐことで、快適な移動ができる日常生活を実現するとともに、緑地や農地等の保全・活用をします。



凡例	公共交通など	都市機能の集積 (濃淡は人・建物などの集積の度合いを表す)	低 高 人口密度
----	--------	----------------------------------	----------

3-3 将来都市構造の区分

まちづくりの骨格となる「拠点・地区」、「ゾーン」、「軸」の3つの要素を設定します。

【拠点・地区の設定】

- ・地域特性に合わせた都市機能や生活利便機能等を集積させる拠点として、目指すべき機能に応じて、3種類の拠点と1種類の地区を設け、市内各所に配置します。

名称		方向性	位置
拠点	広域都市拠点	高次な都市機能が集約され、既存ストックを活かしながら、居住誘導を図るとともに、山梨県の政治、経済及び文化をけん引する拠点	甲府駅周辺
	広域交流拠点	(仮称)リニア山梨県駅をもう一つの玄関口として活用し、国内外の広域交流の促進による産業や観光の振興、緑が多くゆとりある居住の確保を図る拠点	(仮称)リニア山梨県駅周辺
	地区拠点	公共交通による到達が可能で、身近な日常生活に必要な商業、医療、子育て等の都市機能を維持し、必要に応じて施設の立地を誘導することで、周辺における人口集積地域※の生活利便性を高める拠点	南甲府駅周辺、甲斐住吉駅周辺、酒折駅・善光寺駅周辺、山梨大学周辺、湯村温泉郷周辺、県立美術館周辺、南西中学校周辺、国母駅周辺
地区	特定機能補強地区	工業や商業等の産業機能、身近な生活機能等に特化した地区又は今後それらの機能を維持し、必要に応じて補強を図る地区	和戸IC周辺(アリア含む)、落合IC周辺(機械金属工業団地含む)、向町周辺、甲府南IC周辺(甲府南部工業団地含む)

※人口集積地域：人口密度40人/ha(都市計画運用指針より、市街化区域内の人口密度は、1ha当たり40人を下回らないこととされています。)

【ゾーンの設定】

- ・秩序ある計画的な土地利用を図る領域として、都市計画区域及び用途地域を基本とし、地域特性や目指すべき機能に応じて、当計画の対象区域を5つのゾーンに区分します。

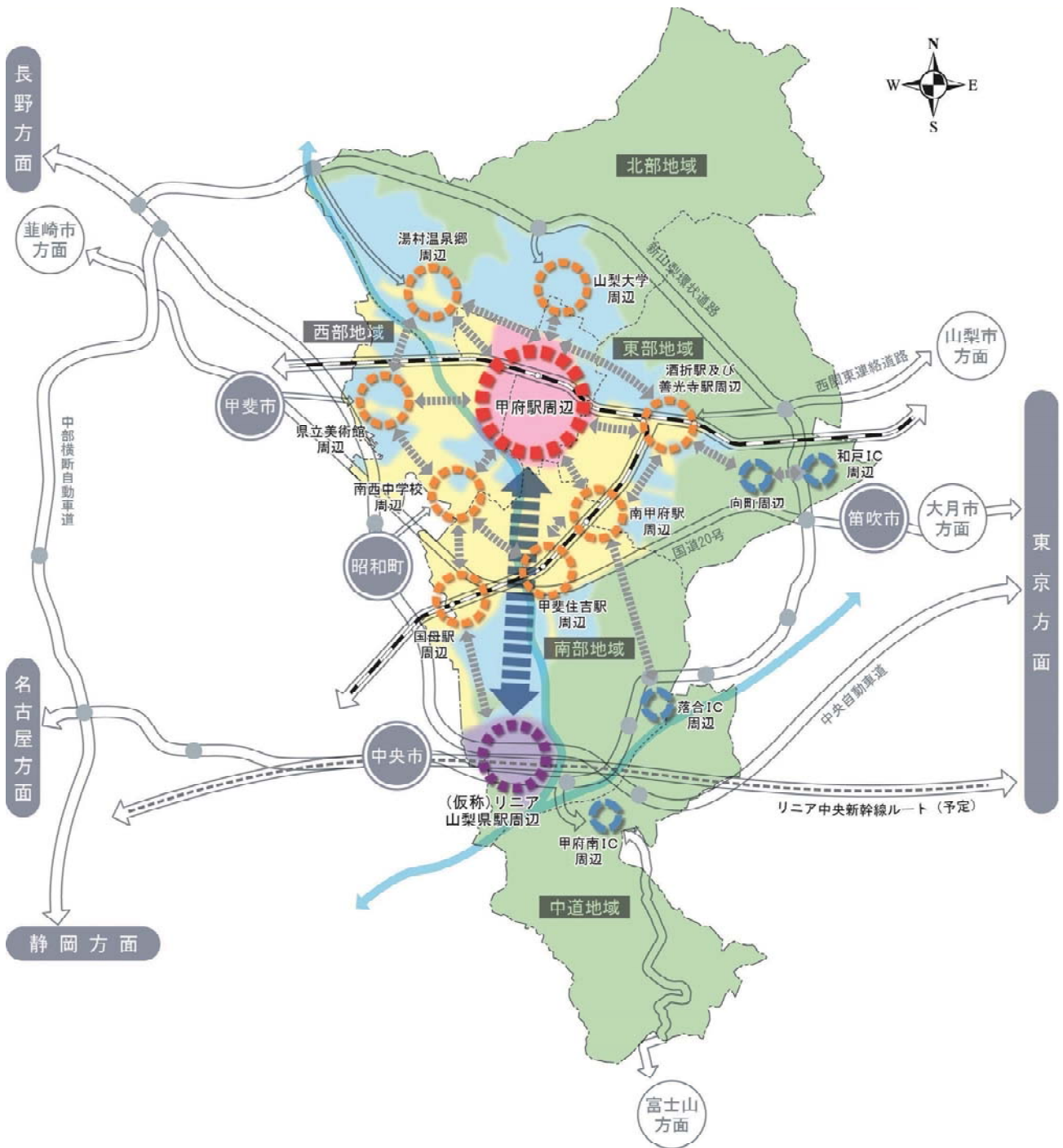
名称	方向性	範囲
まちなかゾーン	甲府駅周辺の中心部における商業地域の範囲を基本として、都市機能の高度化やまちなか居住を促進し、まちなかの賑わいを創出するゾーン	甲府駅を中心とした商業地域、近隣商業地域
複合市街地ゾーン	まちなかゾーン周辺の住居、商業及び工業が密度高く混在する範囲を基本として、人口集積を維持増加させるよう更なる居住を推進する中で、工業、商業、業務施設等の産業と調和し、利便性の高い市街地を形成するゾーン	甲府駅周辺の主に住居地域、準工業地域、工業地域
ゆとり住居ゾーン	まちなかゾーン周辺の居住を主とした市街地の範囲を基本として、身近な自然や農地との調和を考慮しつつ、必要な基盤の維持に努めながら、居住環境を向上するゾーン	主に住居専用地域
リニア駅近隣市街地ゾーン	リニア駅周辺の多様な交流や活動の拡大を促進し、その隣接地域に都市的土地利用を展開するゾーン	(仮称)リニア山梨県駅を中心とした近隣地域
郊外・里山ゾーン	ゆとり住居ゾーン外側の農地、集落及び山林を主とした範囲を基本として、良好な田園環境や里山の豊かな自然を保全するゾーン	主に市街化調整区域・非線引き都市計画区域

【軸の設定】

- ・県内外の市町村、市内の拠点同士をつなぐネットワーク機能や豊かな自然を感じられる機能等を担う骨格として、地域特性や目指すべき機能に応じて、4つの軸を位置付けます。

名称	方向性	対象
広域連携軸 ↔	甲府盆地一帯と県内外の移動を円滑にし、公共交通の推進により、人やモノの交流による賑わいの創出や産業振興を担う軸	主に広域幹線道路、高速道路、鉄道（中央本線と身延線）、リニア中央新幹線
都市基幹軸 ↔	甲府駅周辺からなる広域都市拠点と、(仮称)リニア山梨県駅周辺からなる広域交流拠点を公共交通でつなぎ、リニア開業に伴う交流人口による賑わいをまちなかに波及させる軸	幹線道路（新平和通り）
地域連携軸 ↔	生活や産業など役割を持つ拠点間を公共交通の推進により連携の向上を図り、安全安心な日常生活圏を形成する軸	主に幹線道路、鉄道（中央本線と身延線）
水と緑の軸 ↔	河川と緑地等が一体となって身近に水と緑が感じられる軸	主に荒川と笛吹川の沿川

3-4 目指すべき将来都市構造



【拠点の配置】

- 広域都市拠点
- 広域交流拠点
- 地区拠点

【地区の配置】

- 特定機能補強地区

【ゾーンの形成】

- まちなかゾーン
- 複合市街地ゾーン
- ゆとり住居ゾーン
- リニア駅近隣市街地ゾーン
- 郊外・里山ゾーン

【軸の形成】

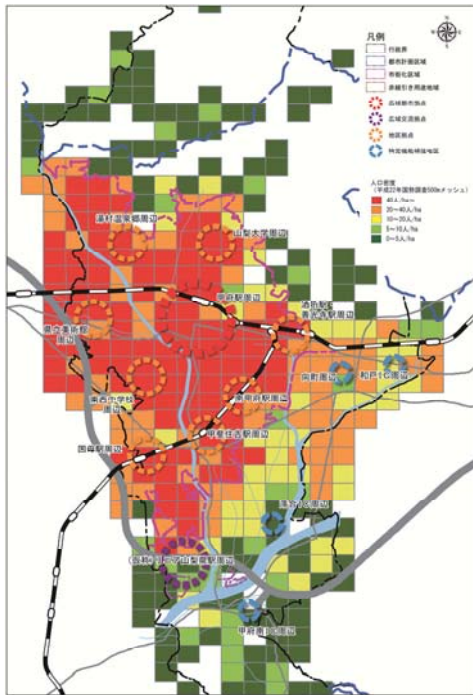
- 広域連携軸
- 都市基幹軸
- 地域連携軸
- 水と緑の軸

3-5 拠点・地区の現況

(1) 設定指標

各拠点・地区において、山梨県都市計画マスタープランの評価基準を基本とした「居住」「公共交通」「商業」「医療」「歴史文化・行政」など市民生活に密着した施設等の機能や立地状況を6つの指標から整理します。

図 居住 (2010年 人口密度)



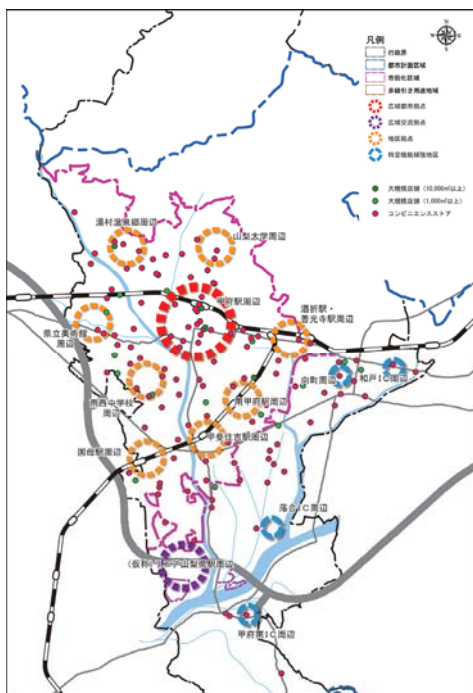
2010年国勢調査に基づき、500mメッシュの人口密度の分布を設定指標とします。

図 公共交通 (鉄道、路線バス)



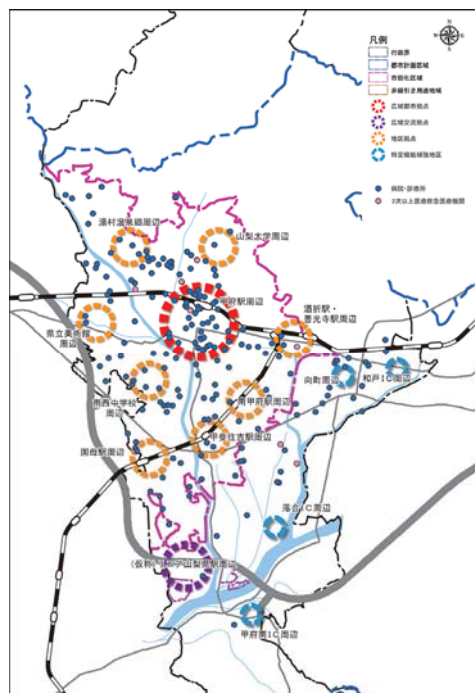
山梨県バス総合案内システムより鉄道駅及び路線バス停の有無を設定指標とします。

図 商業



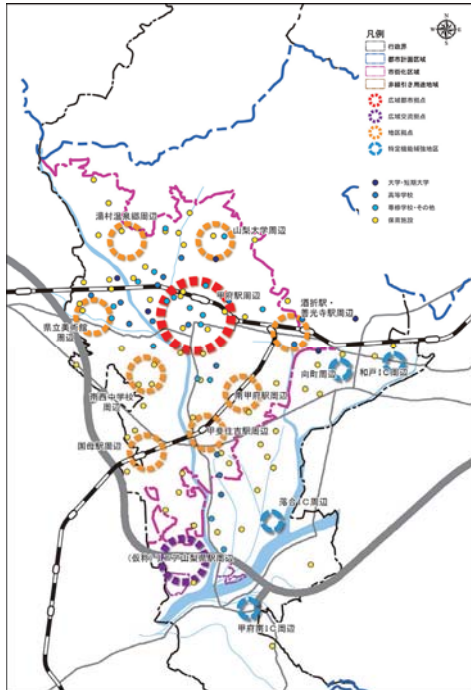
大規模小売店立地法の届出状況、商業統計調査に基づく大規模店舗及び電子電話帳に記載のコンビニの有無を設定指標とします。

図 医療 (病院・診療所、救急医療機関)



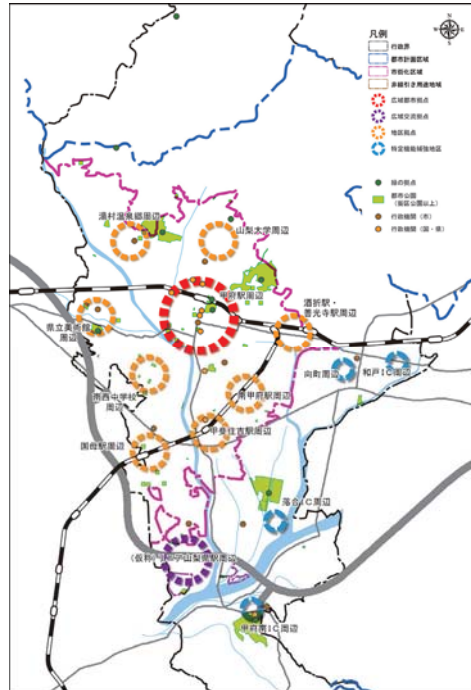
2015年度県内市町村の都市構造の概況 (山梨県)に基づき、内科・外科がある病院及び診療所並びに山梨県地域保健医療計画に基づき、2次以上救急医療機関の指定の有無を設定指標とします。

図 教育（大学等、保育施設）



やまなしまナビネット（山梨県企画県民部）に基づき、大学・短期大学等及び2015年度県内市町村の都市構造の概況（山梨県）に基づき、保育施設（認可保育所・認可外保育所）の有無を設定指標とします。

図 歴史文化・行政



甲府市緑の基本計画に基づき、緑の歴史・文化拠点、公園レクリエーション拠点及び公園並びに各機関ホームページに基づき、行政機関の有無を設定指標とします。

（2）施設等の機能・立地状況

各拠点・地区における施設等の機能や立地状況は、次のとおりです。

拠点名称	代表地点	区域区分	設定項目										参考											
			居住	公共交通		商業		医療		教育		歴史文化・行政												
			人口密度	鉄道駅	路線バス	大規模店舗	コンビニ	病院・診療所	2次以上救急医療機関	大学・短期大学・高等学校等	保育施設	歴史文化公園		行政機関	IC									
広域都市拠点	甲府駅周辺	市街化	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
広域交流拠点	(仮称)リニア山梨駅周辺	調整	○	●	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
地区拠点	A)南甲府駅周辺	市街化	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	B)甲斐住吉駅周辺	市街化	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	C)酒折駅・善光寺駅周辺	市街化	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	D)山梨大学周辺	市街化	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	E)湯村温泉郷周辺	市街化	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	F)県立美術館周辺	市街化	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	G)南西中学校周辺	市街化	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	H)国母駅周辺	市街化	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
特定機能補強地区	A)和戸IC周辺	調整	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
	B)落合IC周辺	調整	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
	C)向町周辺	調整	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D)甲府南IC周辺	非線引き	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第 **4** 章

都市構造別まちづくりの方針

- 4-1 拠点・地区の方針
- 4-2 ゾーンの方針
- 4-3 軸の方針



市の鳥 カワセミ

4-1 拠点・地区の方針

(1) 広域都市拠点

高次な都市機能が集約され、既存ストックを活かしながら、居住誘導を図るとともに、山梨県の政治、経済及び文化をけん引する拠点を目指します。

| 特性 |

写真 甲府駅周辺



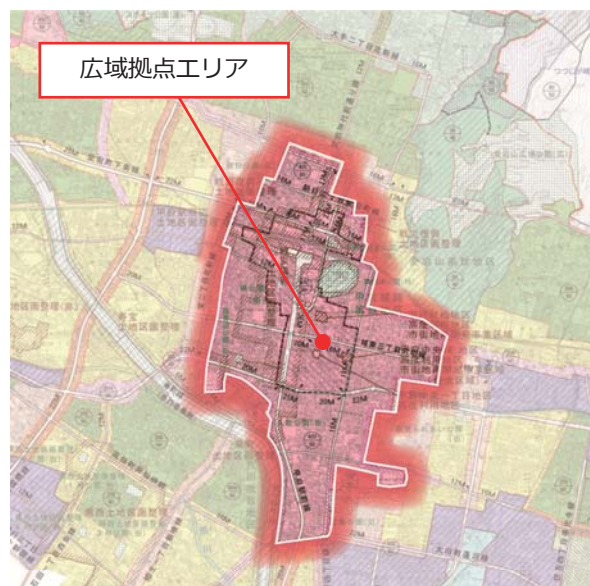
- ・人口の集積度合いが高く、百貨店など大規模店舗が甲府駅から徒歩圏に立地し、医療機能、甲府地方合同庁舎、山梨県庁、甲府市役所本庁舎等の行政機能、歴史文化（甲府城跡、甲府市歴史公園周辺）も集積しており、施設等の機能や立地状況の項目は、すべて充実しています。

- ・甲府駅は、JR中央本線や身延線の特急停車駅であり、放射状に延びる市内バス路線や広域バス路線の中心でもある交通ネットワークの重要な結節点です。

| 整備方針 |

- ・山梨県都市計画区域マスタープランにおける広域拠点の範囲を「広域拠点エリア」と定め、山梨県の政治、経済、文化をけん引するため高度利用を推進します。
- ・更なる拠点の魅力を高めるため、ユニバーサルデザインに配慮した高次都市機能の維持更新や遊休不動産など既存ストックの積極的な利活用を推進します。
- ・甲府駅周辺は、ゆとりと潤いのある都市環境の整備により、良質な都市空間の形成や居住を誘導しながら、適切な維持管理に努めます。
- ・甲府城周辺は、「甲府城周辺地域活性化実施計画」に基づき、歴史資源を磨き観光機能の強化などにより、新たな文化の創造に向けた施策を展開します。

図 広域拠点エリア



(2) 広域交流拠点

(仮称) リニア山梨県駅をもう一つの玄関口として活用し、国内外の広域交流の促進による産業や観光の振興、緑が多くゆとりある居住の確保を図る拠点を目指します。

| 特性 |

図 (仮称) リニア山梨県駅周辺状況



- ・一定の人口集積が見られ、ある程度の生活利便施設が立地しています。
- ・市内路線バス停や広域路線バス停など公共交通がある中で、広域的な交流を図るには公共交通の更なる充実が必要となります。
- ・(仮称) リニア山梨県駅周辺は、市街化調整区域であり、広域都市拠点の甲府駅から約8キロ南に位置しています。

- ・駅北側は、甲府盆地を東西に走る中央自動車道と直結するスマートインターチェンジが計画されています。なお、中央自動車道は、中部横断自動車道の開通により新東名高速道路と結ばれる予定です。
- ・駅周辺の南側は、新山梨環状道路に隣接しており、甲府南部工業団地（グリーンテクノ大津）及びアイメッセ山梨が立地しています。なお、新山梨環状道路は、甲府都市圏における交通の円滑化や地域の連携強化を目的として整備が進められています。

| 整備方針 |

- ・将来にわたる時間軸の中で、都市機能の集約化に配慮しながら、広域都市拠点や地区拠点との連携により都市機能の補完を図り、相互の魅力を高める拠点の形成を推進します。
- ・国内外の観光客と市民が利用し広域交流の拡大を促進するとともに、広域高速交通網を活かした有効的な土地活用による産業の誘致と安定的な雇用の確保や多様な観光の振興により、地域経済の発展に取り組みます。
- ・大都市との新たな交流や対流と連携によって、従来にはないライフスタイルやビジネススタイルが生まれ、人々の暮らしや働き方に多様性と豊かさが創出される居住を誘導するため、高速交通基盤を徹底的に賢く使い、リニア開業の効果を最大限に引き出す取組を推進します。
- ・「山梨県リニア環境未来都市整備方針」において、駅北側は交通エリアとし、駅南側は観光交流と産業振興エリアを構想しており、先導的な取組を実践した新たなまちづくりを促進します。

(3) 地区拠点

公共交通による到達が可能で、身近な日常生活に必要な商業、医療、子育て等の都市機能を維持し、必要に応じて立地を誘導することで、周辺における人口集積地域の生活利便性を高める拠点を目指します。

また、十分でない都市機能は、広域都市拠点や地区拠点同士の連携により補完されます。

なお、将来に向けた人口密度の確保や公共交通の更なる利便性を向上する中で、公共施設等マネジメントの推進及び狭あい道路の解消に取り組みながら、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

④ 南甲府駅周辺

| 特性 |

- ・人口の集積度合いが高く、商業機能が充実しており、JR身延線の特急停車駅であり、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- ・地域連携軸により、周辺の特定機能補強地区に不足する都市機能を補完する役割を果たしています。



写真 南甲府駅

| 整備方針 |

- ・立地特性や整った都市基盤により、住宅や商業系に多く利用されており、更なる良好な居住環境の実現を図ります。
- ・公共交通の更なる利便性向上や地域連携軸の整備により、周辺の拠点や特定機能補強地区との連携強化を推進します。

② 甲斐住吉駅周辺

| 特性 |

- ・人口の集積度合いが高く、コンビニ及び病院や診療所が充実しており、JR身延線、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- ・広域連携軸である国道20号と都市基幹軸である新平和通りが交差しており、鉄道駅も立地した交通結節点となっています。



写真 甲斐住吉駅

| 整備方針 |

- ・甲府駅と（仮称）リニア山梨県駅間のほぼ中間に位置しており、鉄道駅も有する立地特性を活かし、公共交通や交通結節機能の更なる利便性を向上するとともに、地域連携軸の整備を推進します。

③ 酒折駅・善光寺駅周辺

| 特性 |

- ・人口の集積度合いが高く、コンビニ、病院や診療所及び教育機能が充実しており、JR中央本線や身延線、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- ・地域連携軸が、周辺の特定機能補強地区に不足する都市機能を補完する役割を果たしています。



写真 酒折駅

| 整備方針 |

- ・周辺環境と調和した田園学園都市にふさわしい景観の形成に向けた取組を推進します。
- ・公共交通の更なる利便性向上や地域連携軸の整備により、周辺の拠点や特定機能補強地区との連携を強化します。

④ 山梨大学周辺

| 特性 |

- ・人口の集積度合いが高く、コンビニ、医療、教育機能及び歴史文化（史跡武田氏館跡）が充実しており、路線バス停など公共交通が確保されています。

| 整備方針 |

- ・「史跡武田氏館跡整備基本構想・整備基本計画」に基づき、歴史文化などの保存整備を推進します。
- ・公共交通の更なる利便性向上を図り、地域資源を活かした交流人口の増加を図ります。
- ・閑静でゆとりのある居住環境の維持形成や、武田神社とその周辺に広がる歴史と自然により創り出される風景を守り活かした甲府の魅力を高める景観の形成に向けた取組を推進します。



写真 山梨大学

⑤ 湯村温泉郷周辺

| 特性 |

- ・人口の集積度合いが高く、商業機能、病院や診療所及び行政機能が充実しており、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。

| 整備方針 |

- ・地域の独自性を活かした温泉街らしい景観に配慮したまちなみの維持形成を促進します。
- ・魅力ある空間づくりに努めるとともに、路線バスの更なる利便性向上や地域連携軸の整備により、周辺の拠点との連携を強化し、交流人口の増加を図ります。



写真 湯村温泉郷

⑥ 県立美術館周辺

| 特性 |

- ・人口の集積度合いが高く、コンビニ、教育機能及び歴史文化（芸術の森公園）が充実しており、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。

| 整備方針 |

- ・文化芸術といった地域資源を活かすため、周辺が一体となった景観に配慮することで、心豊かに暮らせる居住環境の維持形成を促進します。
- ・拠点同士の地域資源を活かし、交流人口の増加を図るため、路線バスの更なる利便性向上や地域連携軸の整備により、周辺の拠点との連携強化を推進します。



写真 県立美術館

⑦ 南西中学校周辺

| 特性 |

- ・人口の集積度合いが高く、商業機能、病院や診療所及び教育機能が充実しており、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- ・広域連携軸である中央自動車道と国道20号の結節点が隣接しており、広域都市拠点に不足するインターチェンジ機能を補完しています。



写真 南西中学校

| 整備方針 |

- ・1972年までに区画整理事業による基盤整備を実施し、市街地の形成が図られており、今後は、都市基盤及び市営住宅の適切な維持更新を進めながら、更に暮らしやすい都市空間の形成を推進します。
- ・公共交通の更なる利便性向上や地域連携軸の整備により、周辺の拠点との連携強化を推進します。

④国母駅周辺

| 特性 |

- 人口の集積度合いが高く、病院や診療所、保育施設及び行政機能が充実しており、JR身延線、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- 甲府市、昭和町及び中央市にわたる国母工業団地が立地しています。

| 整備方針 |

- 地域特性に応じたバランスのとれた計画的な土地利用に努めるため、地区計画制度に基づき、良好な地域環境の維持を推進します。
- 広域交流拠点と新たな交通体系の連携により、公共交通の更なる利便性向上を図ります。



写真 国母駅

(4) 特定機能補強地区

工業や商業等の産業機能、身近な生活機能等に特化した地区又は今後それらの機能を維持し、必要に応じて補強を図る地区を目指します。

また、十分でない都市機能は、地区拠点や特定機能補強地区同士との連携により補完されます。

なお、拠点と公共交通でつなぎ、既存集落や地区内では豊かな自然と調和した環境を将来的にも持続できる集落地域を推進します。

④ 和戸IC周辺

| 特性 |

- ・一定の人口集積が見られ、コンビニが立地しており、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- ・広域連携軸である新山梨環状道路の(仮称)和戸インターチェンジと地域連携軸である和戸町竜王線の交通結節点です。
- ・市街化調整区域に位置し、工業団地アリア・ディ・フィレンツェが立地しています。



写真 アリア・ディ・フィレンツェ

| 整備方針 |

- ・公共交通の更なる充実に努めるとともに、地区計画制度の運用により、新山梨環状道路を活かした良好な産業用地環境の維持形成を促進します。

④ 落合IC周辺

| 特性 |

- ・路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- ・広域交流拠点の(仮称)リニア山梨県駅から4キロ圏内の市街化調整区域に位置しており、周辺には、スポーツ施設が充実した公園(小瀬スポーツ公園)があります。
- ・広域連携軸である新山梨環状道路の(仮称)落合東と落合西インターチェンジに隣接し、機械金属工業団地が立地しています。



写真 機械金属工業団地

| 整備方針 |

- ・公共交通の更なる充実に努めるとともに、地区計画制度に基づき、新山梨環状道路を活かした良好な産業用地環境の維持形成を推進します。
- ・山梨県が進める小瀬スポーツ公園内における総合球技場の建設や公園利用者の利便性向上等を促進します。

◎向町周辺

| 特性 |

- ・一定の人口集積が見られ、商業機能、病院や診療所が集積されています。
- ・広域都市拠点の中心市街地から約5キロ東の市街化調整区域に位置しており、周辺には、広域連携軸である国道20号や地域連携軸である和戸町竜王線が整備されていますが、公共交通が確保されていません。



写真 向町地内

| 整備方針 |

- ・地区計画制度に基づき、身近な生活に密着した居住環境の形成や、良好な自然環境の保全に努め、地域コミュニティの維持に取り組みます。
- ・交通事業者と協議を行いながら、公共交通の確保に努めます。

◎甲府南IC周辺

| 特性 |

- ・コンビニ、古代文化にふれあえる公園（曽根丘陵公園）及び行政機関が立地しており、路線バス停や広域路線バス停など公共交通が確保されています。
- ・広域交流拠点の（仮称）リニア山梨県駅から4キロ圏内の非線引き区域に位置しています。
- ・広域連携軸である中央自動車道の甲府南インターチェンジや新山梨環状道路の西下条ランプ、甲府南部工業団地西下条地区が立地し、山梨県食品工業団地が隣接しています。



写真 中道交流センター

| 整備方針 |

- ・水と緑、歴史が一体となったふるさとの景観形成に向けた取組を推進します。
- ・更なる公共交通の充実に努めるとともに、国や県が推進する新たな広域高速交通網を活かした産業系の立地を促進し、積極的な企業誘致や支援施策を進めます。

(5) 緑の拠点

| 特性 |

- ・「甲府市緑の基本計画」に基づき、緑の核となる場などを位置付けています。

〔緑の歴史・文化拠点〕

甲府城跡、甲府市歴史公園周辺、
史跡武田氏館跡 等

〔公園レクリエーション拠点〕

愛宕山広域公園、曾根丘陵公園、
小瀬スポーツ公園、緑が丘スポーツ公園、
芸術の森公園、荒川緑地 等

〔自然レクリエーション拠点〕

右左口の里 等

〔花と緑の拠点〕

甲府駅周辺、市役所及び各支所周辺

| 整備方針 |

- ・賑わい創出に向けた活動の中心となる緑のオープンスペース、甲府の歴史を伝えるうえで重要となる場及び安全安心なまちづくりに必要な機能の整備を推進します。

写真 緑が丘スポーツ公園のイベント



4-2 ゾーンの方針

秩序ある計画的な土地利用を図る領域として、都市計画区域及び用途地域を基本とし、地域特性や目指すべき機能に応じて、当計画の対象区域を5つのゾーンに区分します。

また、適正な土地利用に努めるとともに、ゾーン全域において、主に次のことを推進します。

- ・「甲府市景観計画」に基づき、良好な景観の保全、形成及び創出
- ・「甲府市公共サイン計画」に基づき、公共サインの統一化と整備等の効率化
- ・「甲府市環境基本計画」に基づき、自然共生社会、快適環境社会、低炭素社会及び循環型社会の構築
- ・「甲府市空家等対策計画」に基づき、空家等の発生の予防、空家等の早期把握による適切な管理及び活用
- ・「甲府市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等マネジメントの推進
- ・「甲府市環境基本条例」及び「甲府市環境基本計画」に基づき、リニア中央新幹線の開業に伴う騒音などに係る生活環境の保全を推進

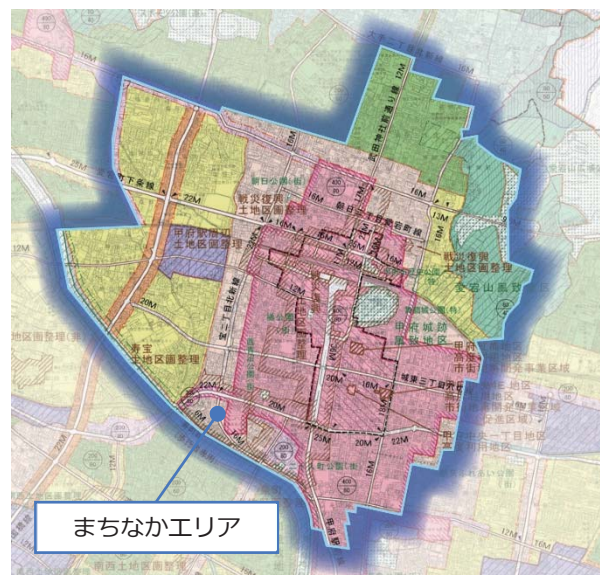
(1) まちなかゾーン

甲府駅周辺の中心部における商業地域の範囲を基本として、都市機能の高度化やまちなか居住を促進し、まちなかの賑わいを創出するゾーンを目指します。

形成方針

- ・まちなかゾーンは、中央部地域等※を基本とした「まちなかエリア」と定め、市民の憩いの場や子育て環境の整備改善に取り組みます。
- ・教育文化、医療福祉、商業施設等の立地を引き続き促しながら都市空間の質的向上を図り、居住を誘導する中で、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- ・周辺環境と調和した甲府の顔にふさわしい景観の形成に向けた取組を推進します。
- ・「甲府市空家等対策計画」に基づき、空家等の活用を強化し、安全安心かつ快適な暮らしを確保した良好な住環境づくりに取り組みます。
- ・中心市街地活性化施策を推進する中で、中心街の賑わいの創出と魅力の向上を目指します。

図 まちなかエリア



※中央部地域等：富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区、穴切地区

(2) 複合市街地ゾーン

まちなかゾーン周辺の住居、商業及び工業が密度高く混在する範囲を基本として、人口集積を維持増加させるよう更なる居住を推進する中で、工業、商業、業務施設等の産業と調和し、利便性の高い市街地を形成するゾーンを目指します。

| 形成方針 |

- ・狭あい道路の解消を促進するとともに、公共交通の利便性を強化します。
- ・地域連携軸となる都市計画道路の整備に併せて、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。
- ・拠点間を結ぶ避難路沿いにある建築物の耐震化を促進しながら、地域防災力の向上に努めます。

(3) ゆとり住居ゾーン

まちなかゾーン周辺の居住を主とした市街地の範囲を基本として、身近な自然や農地との調和を考慮しつつ、必要な基盤の維持に努めながら、居住環境を向上するゾーンを目指します。

| 形成方針 |

- ・狭あい道路の解消や基盤整備の維持更新を進めながら、歩きたくなる空間の整備を推進します。
- ・日常生活のすぐそばに緑があり、ゆとりある個々のライフスタイルを実現するとともに、都市の利便性を併せて享受できる居住環境の形成を推進します。

(4) リニア駅近隣市街地ゾーン

リニア駅周辺の多様な交流や活動の拡大を促進し、その隣接地域に都市的土地利用を展開するゾーンを目指します。

| 形成方針 |

- ・「甲府農業振興地域整備計画書」との整合を図りながら、「甲府市リニア活用基本構想」に基づき、民間主導の地区計画制度などによる秩序ある土地利用を支援します。
- ・自然環境や田園空間との調和、優良農地の保全に取り組みながら、計画的な土地利用を推進します。
- ・排水施設等の整備を進め、水害対策など防災減災に配慮したまちづくりを推進します。

(5) 郊外・里山ゾーン

ゆとり居住ゾーン外側の農地、集落及び山林を主とした範囲を基本として、良好な田園環境や里山の豊かな自然を保全するゾーンを目指します。

| 形成方針 |

- ・都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた土地利用の実現を目指すとともに、自然環境と共生した土地利用を図ります。
- ・無秩序な市街化拡散を防止し、良好な住環境を確保するため、開発許可制度の運用改正に取り組めます。
- ・インフラ整備は、まちづくりの方向性を勘案した中で、適切な整備に限定し、投資の抑制に努めます。
- ・「甲府市森林整備計画」に基づき、里山の保全を推進するとともに、風致地区制度や景観形成基準などによる規制や誘導を図ります。
- ・「甲府農業振興地域整備計画書」に基づき、集团的農地の確保や優良農地の保全に努めます。
- ・インターチェンジ周辺など企業立地として条件の良い場所は、地区計画制度等を活用し、企業の誘致を推進するとともに、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

4-3 軸の方針

(1) 広域連携軸

- ・主に広域幹線道路、高速道路、鉄道（中央本線と身延線）及びリニア中央新幹線を位置付け、甲府盆地一帯と県内外の移動を円滑にし、公共交通の推進により、人やモノの交流による賑わいの創出や産業振興を担う軸とします。
- ・周辺市町村や関連団体と連携を図り、広域幹線道路やリニア中央新幹線の整備を促進するための事業や諸活動に取り組みます。

(2) 都市基幹軸

- ・幹線道路（新平和通り）を位置付け、甲府駅周辺からなる広域都市拠点と、(仮称)リニア山梨県駅周辺からなる広域交流拠点を公共交通でつなぎ、リニア開業に伴う交流人口による賑わいをまちなかに波及させる軸とします。
- ・更なる定時性と速達性に配慮した公共交通の取組や、公共交通を軸とした総合的な交通計画により、持続可能で利便性が高い交通手段の確立を推進します。

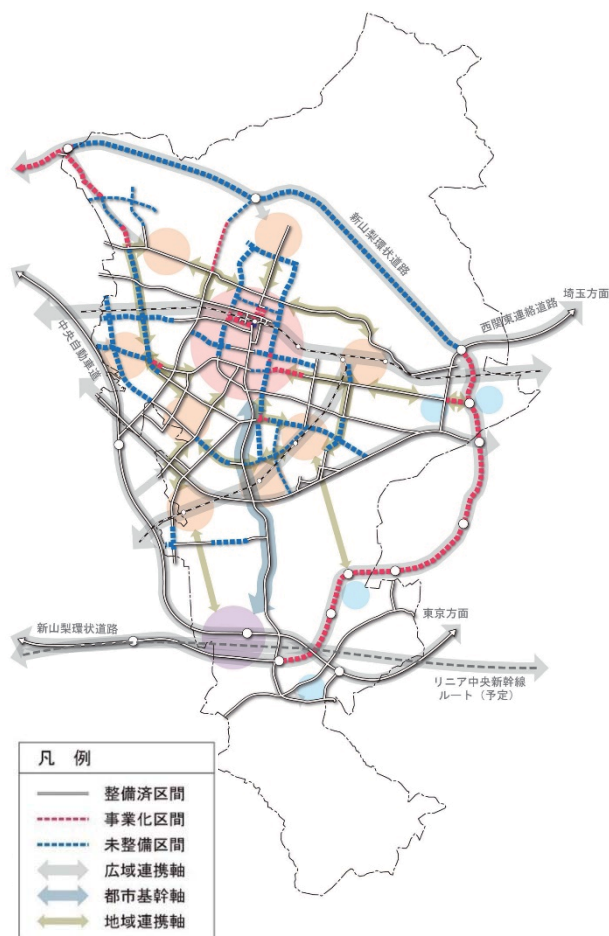
(3) 地域連携軸

- ・主に幹線道路及び鉄道（中央本線と身延線）を位置付け、生活や産業など役割を持つ拠点間を公共交通の推進により連携の向上を図り、安全安心な日常生活圏を形成する軸とします。
- ・公共交通の整備、交通結節点の改善、公共交通機関の利用促進及び徒歩や自転車による移動環境の整備を推進するとともに、面的な公共交通ネットワークの再構築を目指します。
- ・拠点同士の連携強化のため、都市計画道路事業の透明性を確保し、効果的で効率的な整備を図るとともに、整備方針に基づき円滑な事業展開を推進します。
- ・都市計画道路の整備に併せた避難路の見直しや避難路沿いにおける建築物の耐震化により、震災被害の最小化に努めます。

(4) 水と緑の軸

- ・主に荒川と笛吹川の沿川を位置付け、河川と緑地等が一体となって身近に水と緑が感じられる軸とします。
- ・自然とふれあいながら、多様な活動の場や健康づくりに寄与する水辺空間の活用及び緑のネットワーク形成を促進します。

図 都市計画道路



第 5 章

実現化方策

- 5-1 基本目標に基づく重点施策の設定
- 5-2 重点施策の内容
- 5-3 連携・協働によるまちづくりの推進
- 5-4 都市計画マスタープランの運用管理



5-1 基本目標に基づく重点施策の設定

「集約と連携による持続可能な都市構造」の実現に向けて、次の施策について重点的・戦略的に取り組みます。



短期（～3年）
 中期（～5年）
 長期（～10年）

短期	中期	長期	施策効果
→			効果1 居住を誘導すべき区域での人口密度の確保
→			効果2 中心街における賑わいの創出と新たな文化の創造
→			効果3 無秩序な市街化拡散の防止と健康寿命を延ばせる都市基盤の構築
→			効果4 安全で快適な施設環境と持続可能な市民サービスの提供
→			効果5 市民の憩いの場や子育て環境の充実
→			効果6 安全安心かつ快適な居住環境の確保
→			効果7 持続可能で利便性が高い交通手段の確立
→			効果8 地域コミュニティの強化と拠点の活力創出
→			効果9 震災被害の最小化と地域防災力の向上
→			効果10 農業経営基盤の強化と地域農業の維持
→			効果11 安定的な雇用の確保と人口流出の抑制
→			効果12 土地の有効活用と地域経済の発展
→			効果13 身近に緑がある心豊かな生活の維持と向上
→			効果14 魅力と心地よさ、賑わいと自然の優しさが感じられるまちの形成
→			効果15 省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティ甲府の創造

5-2 重点施策の内容

施策1 都市機能と居住の誘導

目標
1

(1) 立地適正化計画制度の有効活用

コンパクト・プラス・ネットワークの具体的な施策を推進するため立地適正化計画制度を有効活用し、都市計画法を主軸とした土地利用の計画に加えて、各種都市機能の魅力を活かすことによって、居住を含めた都市の活動を誘導することで都市をマネジメントする仕組みを構築するため、次の取組を推進します。

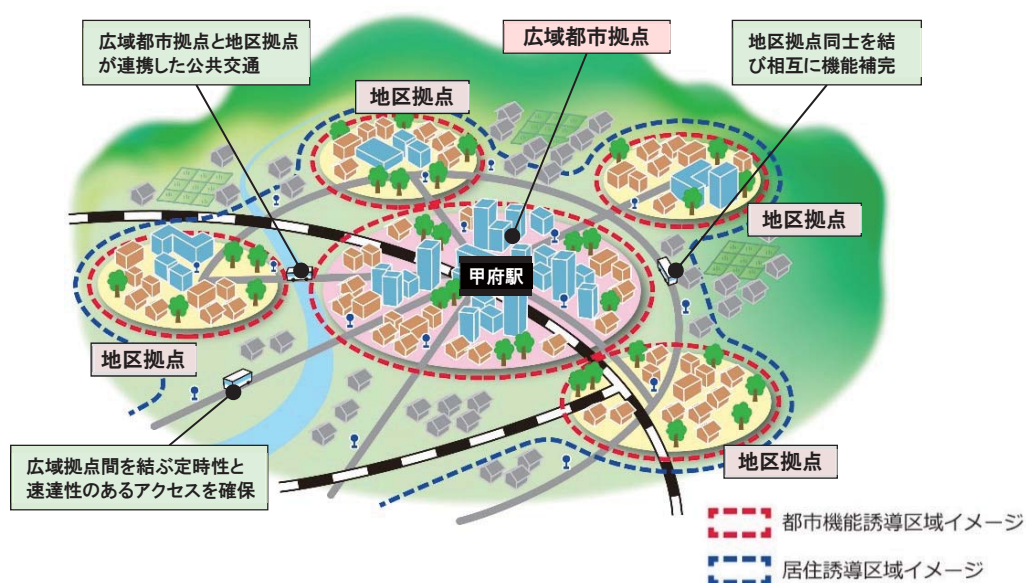
・都市機能を誘導すべき区域の設定

区域の境界設定は、各拠点における土地利用の実態や公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊など、地域としての一体性等の観点から区域設定を目指します。

・居住を誘導すべき区域の検討

区域の境界設定は、適切な人口集中区域をベースとして地形地物などから区域設定を検討します。

図 立地適正化計画のイメージ



(2) 移住・定住の促進

やまなし暮らし支援センターをはじめ、近隣自治体やNPO法人などの関係機関と更なる連携強化を進めながら、移住・定住の促進に取り組み、2020年度までに年間50人以上の移住者を目指すとともに、その後は、評価・検証を行う中で、居住を誘導すべき区域での新たな目標を設定します。

また、2027年のリニア開業を見据えて、移住・定住の促進に取り組みます。

効果1 居住を誘導すべき区域での人口密度の確保

施策2 中心街の魅力向上（甲府城周辺地域活性化実施計画の推進）

目標
1

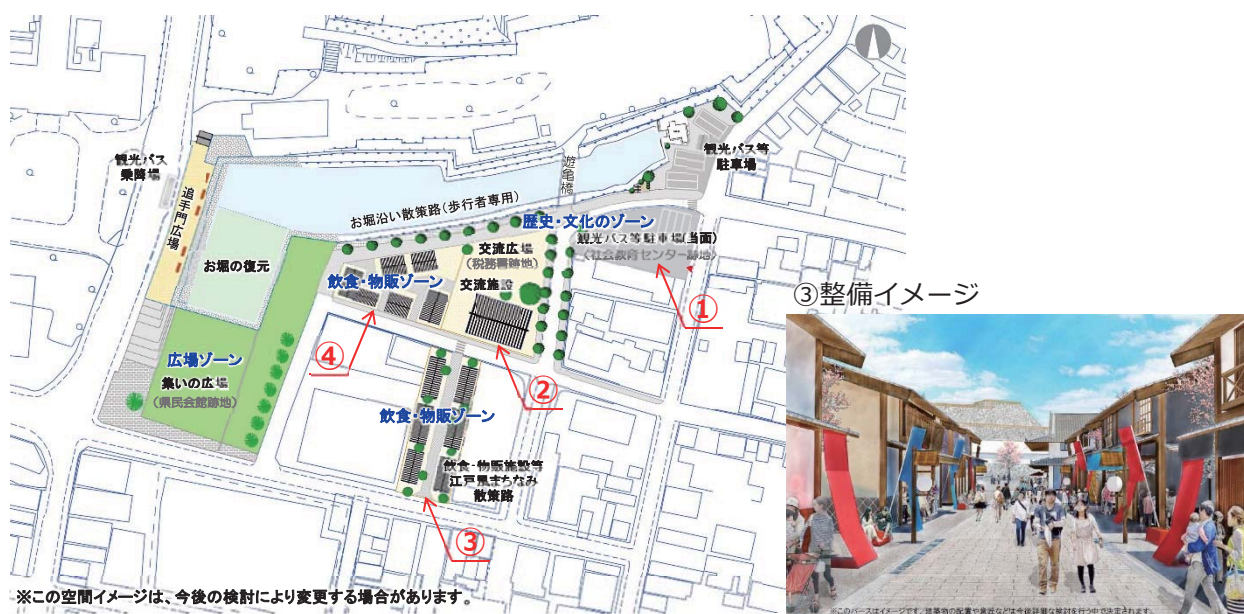
整備の基本的な考え方を「甲府城の歴史・文化と緑が感じられ、ゆっくり過せ、また来たいと思える空間づくり」とした「甲府城周辺地域活性化実施計画」に基づき、甲府城と調和した緑豊かな空間、江戸風まちなみ等、次の整備において、まちなかの回遊機能を高め、観光振興と誘客促進により、中心街の活性化や歴史物語都市こうふの実現を目指します。

（1）歴史・文化関連施設や飲食・物販施設等の整備

甲府城と中心商業エリアを直結する遊亀橋通り周辺エリアを中心に、次の整備方針により甲府城を中心に城下に栄えた小江戸甲府の賑わいが感じられる空間づくりを推進します。

- ①社会教育センター跡地については、当面は観光バス等が利用可能な駐車場の整備を推進します。
- ②税務署跡地については、交流施設や交流広場の整備に取り組みます。
- ③税務署跡地南については、中心街への回遊機能を創出するため、民間活力を導入しながら江戸風まちなみや散策路の整備に取り組みます。
- ④上記①～③の整備状況を踏まえて、税務署跡地西側については、飲食・物販施設等の整備を検討します。

図 整備方針（空間イメージ）



※この空間イメージは、今後の検討により変更する場合があります。

（2）県庁敷地と一体となった開放的な広場の整備（山梨県）

県民会館跡地及びその周辺は、スクランブル交差点から遊亀橋への回遊性を確保し、隣接する県庁敷地と一体となった開放的な広場の整備とお堀の復元を促進します。

効果2 中心街における賑わいの創出と新たな文化の創造

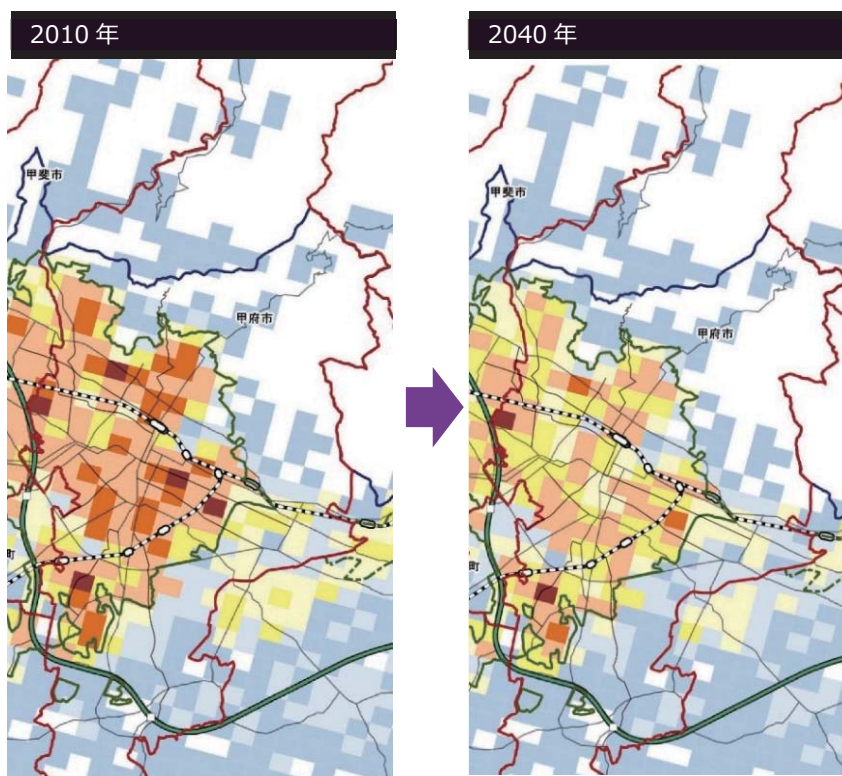
(1) 開発許可制度の運用改正

集約と連携による持続可能な都市構造を目指すため、立地適正化計画の策定に合わせ次のことに取り組みます。

また、市街化調整区域や非線引き都市計画区域では、既存集落及び拠点・地区内を基本とした生活関連施設の立地や公共交通の整備等により将来的にも持続できる集落地域づくりを目指します。

- ・市街化調整区域内において、日常生活のために必要な店舗等や主要幹線沿いにおけるサービス施設の立地基準の運用を検証
- ・住民のまちづくり活動への参画による地区計画制度を活用し、集落生活圏の維持に必要な店舗等の誘致促進
- ・市街化調整区域や非線引き都市計画区域では、新たに宅地化されることを抑制する開発立地基準の適用
- ・開発技術基準について、居住を誘導すべき区域内での緩和と居住を誘導すべき区域外での強化

図 将来の人口分布推計



【資料：山梨県都市計画協会（2016年3月）】

(2) 健康づくりを目的とした人生を思いきり楽しめるまちづくり

市民一人ひとりが、住み慣れたまちで幸せを感じながら、自分らしい人生を送るために、居住する地区や地域、市域などのライフエリアにおいて、歩いて暮らすまちへの転換、生活圏内の機能確保（健康拠点の整備など）及び住環境の質の向上の視点からまちづくりの取組を進めます。

効果3 無秩序な市街化拡散の防止と健康寿命を延ばせる都市基盤の構築

施策4 公共施設等マネジメントの推進

目標
2

公共施設等（公有地、公共施設及びインフラ資産）の有効活用を図りながら、市民が安心して暮らすことができ、快適な生活環境が実現できるよう、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模を目指します。

（1）施設総量の適正化

施設の利用実態や運営状況等の全体の状況把握と、時代のニーズに即したサービスの適正化に努め、統合、複合化、廃止等を実施するとともに、必要に応じて、多機能化による拠点施設を整備します。

（2）施設の長寿命化

施設管理者が日常的・定期的に点検を行うための自主点検マニュアルを作成し、これまでの事後保全から、自主点検結果を踏まえた予防保全への転換を図り、既存施設を最大限活用します。インフラ資産において、修繕計画を策定した224橋は、拠点内や拠点同士を結ぶ軸などを優先した長寿命化対策の取組を目指します。

また、「甲府市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、各拠点下流に位置する重要な幹線を含めた下水道管路施設について、施設の重要度に応じた方法や頻度で点検調査を、2021年度までに2,350箇所（82km）実施し、劣化などの状況を判定した中で、緊急度の高い施設より順に改築を実施します。

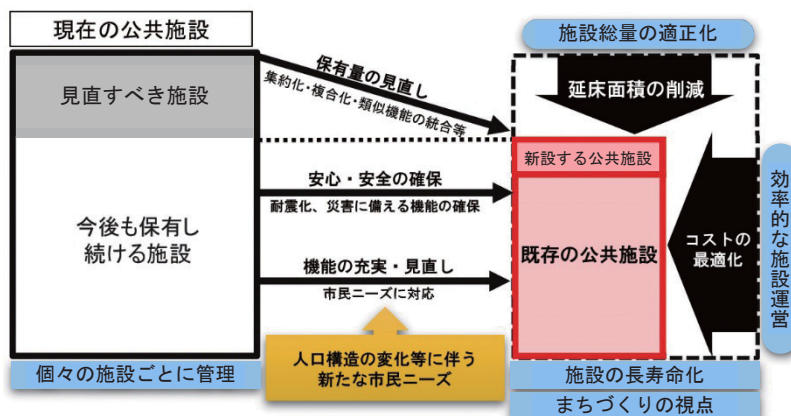
（3）効率的かつ効果的な管理運営

民間の空きスペースの活用や省エネルギー対策等により、施設全体のライフサイクルコストの低減を目指すとともに、PPP/PFIなど民間事業者との連携による新たな事業手法を取り入れます。

（4）低未利用資産の利活用

公共施設等を貴重な経営資源と捉え、個々の資産の実態を把握しながら、将来的な必要性等を総合的に検討し、効率的かつ効果的な有効活用を図ります。

図 将来に向けた公共施設の配置のイメージ



効果4 安全で快適な施設環境と持続可能な市民サービスの提供

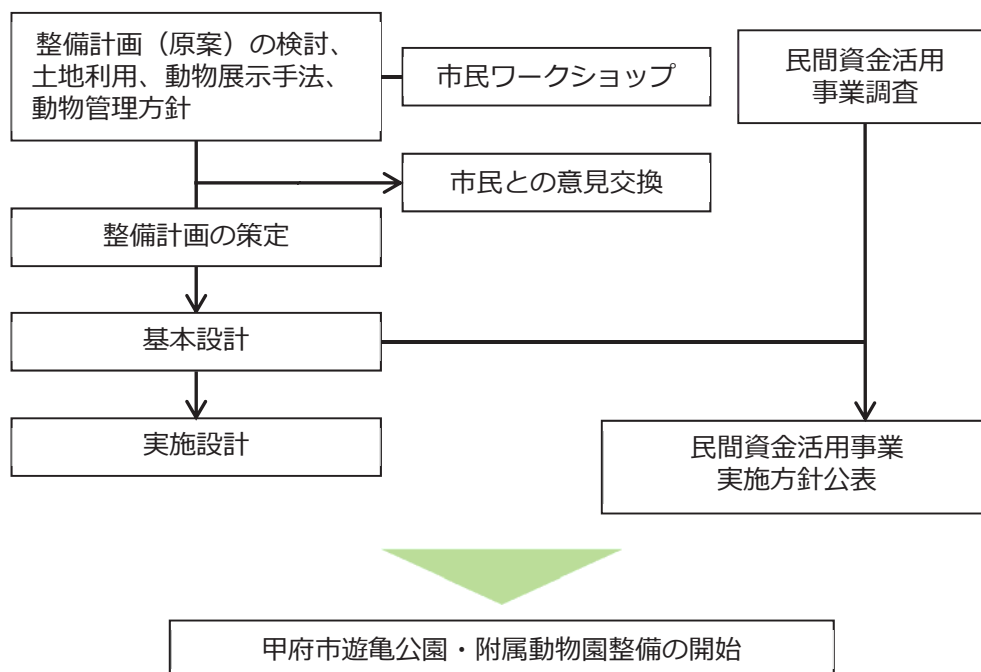
甲府市遊亀公園・附属動物園が2019年に開園100周年を迎えるにあたり、市民ニーズを把握する中で、子育て世代が安らぎと憩いを感じられるような親しみのある動物園と公園に再整備するとともに、持続可能な運営体制の構築を目指します。

(1) 再整備方針

拠点内における重要な都市機能として、都市型動物園の課題等に対応するため、動物に関わる調査研究機関と連携しながら、展示手法や動物管理方針などを構築し、子育て世代などの市民ニーズを把握するため、市民ワークショップを実施し整備計画に反映します。

また、すべての人のニーズをきめ細やかに考慮し、わかりやすく利用しやすい環境整備を継続的に目指すため、ユニバーサルデザインへの配慮や公共サインの統一化に取り組みます。

図 検討フロー



(2) 運営体制の構築

整備における公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向け、民間資金活用事業調査を行ないPPP/PFIの活用やサポーター制度の創設などを目指します。

また、再整備後は、賑わいと呼び活性化に向けたイベントなどの取組を充実させ、利用者満足度を適時調査及び評価した中で、運営における体制や手法などの進化を目指します。

施策6 空家等の対策

目標
2

都市のスポンジ化が進行しつつある中で、管理不全な空き家への指導及び利活用による空き家の解消を図るとともに、空き家を発生させないための対策を総合的かつ積極的に推進することで、国の「住生活基本計画」における次の目標達成に向けて、空き家戸数の発生抑制に取り組みます。

2013年度(6,120戸)から2023年度の増加推計約57.2%(9,600戸)に対し、対策を講じる中で2025年度までの増加を約25.8%(7,700戸)の発生抑制を目指します。

(1) 適切な管理と予防

空き家情報のデータベース化により、所有者や相談等に関する情報を的確に把握するとともに、空き家が管理不全の状態とならないように、広報やチラシ等の配布及びセミナーや相談会等の開催により、所有者等の責任と責務について広く市民への周知に努め、意識の醸成や啓発を図ること、新たな空き家戸数の抑制を目指します。

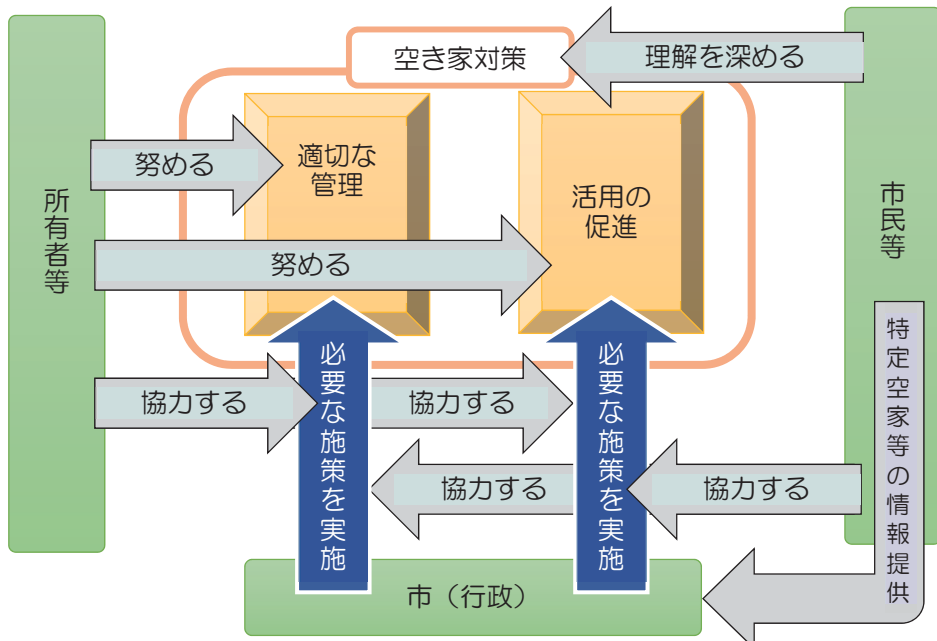
(2) 活用の促進

専門家団体と連携し、空き家を中古市場へ迅速に流通する取組の促進を図ります。また、空き家率の高いまちなかゾーンにおいては、空き家の改修等に係る助成制度の利用促進を図るとともに、空き家を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として貸し出すための支援を行うなど、新たな住宅セーフティネット制度による空き家の活用を目指します。

(3) 安全安心の確保

倒壊等により周辺や通行に被害を及ぼす空き家については、特定空き家等に対する措置を実施するとともに、除却費助成制度の利用促進を図り、管理不全な空き家の解消を目指します。

図 条例に基づく所有者等・市・市民等の責務のイメージ



【資料：甲府市空家等対策計画】

効果6 安全安心かつ快適な居住環境の確保

施策7 地域公共交通ネットワークの再構築

目標
3

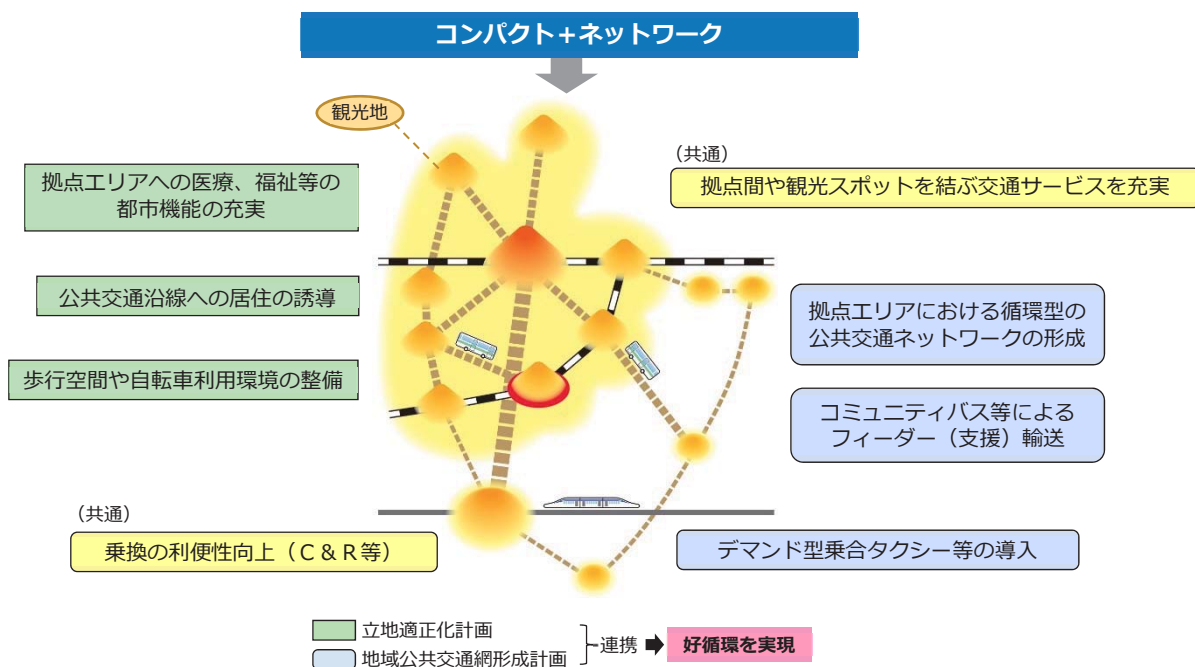
「集約と連携による持続可能な都市構造」を実現させ、甲府市全体の価値を向上させるため、「立地適正化計画」との整合性を図り、まちづくりや観光振興等の観点から公共交通を軸とした「地域公共交通網形成計画」の策定を目指します。

(1) 地域公共交通網形成計画

協議会を開催し、交通事業者等と協議を行いながら、次のことに留意した中で、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を目指します。

- ・ 拠点内や拠点間を巡る循環型公共交通サービスの充実
- ・ 広域都市拠点、広域交流拠点及び観光地を結びリニア開業効果を最大限に波及できる公共交通ネットワークの形成
- ・ 地域の実情に応じた多様な交通サービスの組合せ（コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の導入）
- ・ C & R（サイクルアンドライド）の導入等による乗継の利便性向上や鉄道の安全対策
- ・ 交通移動手段における自家用車依存率の減少と環境負荷の軽減
- ・ 公共交通利用を促す啓発活動の実施

図 コンパクト+ネットワークのイメージ



(2) 地域公共交通再編実施計画

「地域公共交通網形成計画」に基づく、具体的な運行計画等を交通事業者等と協議を行い、策定を検討します。

また、公共交通網の整備、交通結節点の改善、公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車による移動環境の整備等を目指した計画とします。

効果7 持続可能で利便性が高い交通手段の確立

施策8 効果的・効率的な都市計画道路整備の推進

目標
3

都市計画道路は、2005年1月に優先的に整備する路線を選定し、円滑な事業展開を進めてきましたが、将来における社会経済情勢や交通需要に大幅な変化が想定されることから、2013年3月に都市計画道路網全体の変更や見直しを行った中で、2018年1月に整備順位（表1）を再検証しました。

今後は、まちづくりの方針等と整合を図りながら、事業の透明性を確保し、安全で快適な市街地形成を目指すため、効果的で効率的な都市計画道路の整備を推進します。

（1）都市計画道路の整備方針

時代に即した適切な整備の推進、市民の安全安心を守り及び地域経済の更なる発展に資する都市計画道路の早期整備を進める中で、必要に応じて整備優先順位の評価検証を行います。

また、長期間において未整備区間のある都市計画道路は、交通機能、都市環境機能、都市防災機能、収容空間機能、市街地形成機能等の観点から路線及び幅員などの変更や見直しを、必要に応じて行います。

表1 都市計画道路整備優先路線（市整備）一覧（2018年1月現在）

優先順位	路線名	事業区間	延長(m)	計画幅員(m)
整備中	和戸町竜王線	中央四丁目工区	210	22
1	城東三丁目敷島線	伊勢工区	380	16
2	住吉四丁目善光寺線	善光寺工区	400	16
2	高畑町昇仙峡線	富竹西・池田工区	1270	16
2	城東三丁目敷島線	国母工区	920	12
3	中小河原築地新居線	後屋大里工区	760	16
3	宝二丁目北新線	宝工区	680	22

（2）都市計画道路整備の推進

事業決定している都市計画道路（表2）の早期供用開始を目指すことで、拠点同士の連携強化を推進するとともに、2027年までに整備率65%（現状より約8%増）を目指します。

また、新山梨環状道路北部区間において、事業化されていない区間の早期事業化や2027年リニア中央新幹線開業までの全線整備を促進します。

表2 都市計画道路整備率見込み算出表（2027年見込み）

事業名	延長(m)	合計延長(m)	整備率(%)※	合計整備率(%)※
整備済路線延長（2017年3月現在）		70,676	57.1%	65.3%
甲府駅周辺土地区画整理事業	1,283	10,193	8.2%	
都市計画事業	590			
山梨県事業 新環状・緑が丘アクセス線 甲府外郭環状道路東区間 外	8,320			

※都市計画道路全体計画延長 = 123,770m

効果8 地域コミュニティの強化と拠点の活力創出

大規模地震が発生した際に、拠点間を結ぶ道路の通行を確保することが重要であることから、避難路沿いにある建築物の耐震化を、次の取組により推進します。

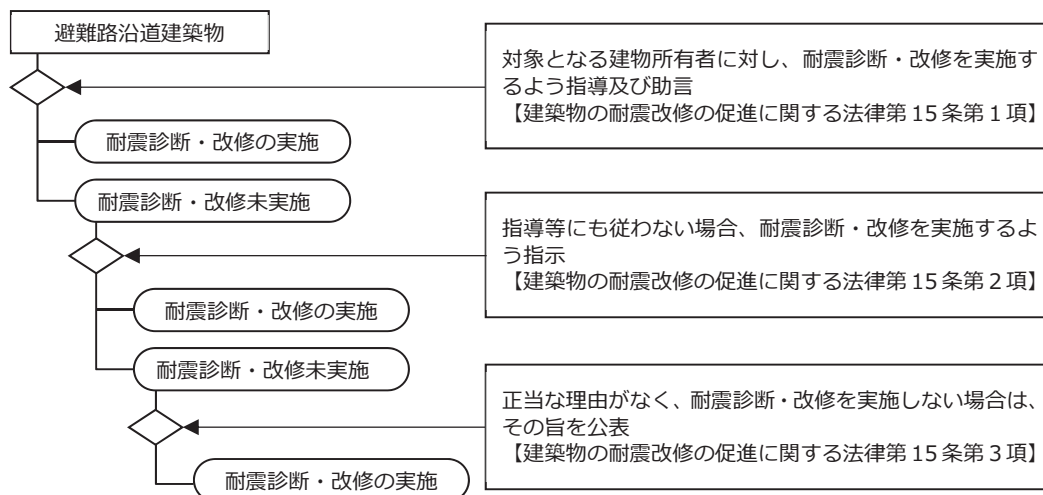
(1) 避難路の見直しと避難路沿道建築物の特定

災害時の避難支援等を円滑に行うため、拠点間を結ぶ都市計画道路の完成に合わせ、従前の避難路との整合性等を考慮する中で、避難路の見直しについて検討します。その結果、避難路として指定する場合には、その沿道に存在する建築物の現地調査等を行い、一定以上の高さを有する建築物を避難路沿道建築物と位置付けます。

(2) 耐震化への支援と指導

避難路沿道建築物の所有者に対して、耐震診断、耐震設計、耐震補強等の継続的な支援を行い、2020年度末までに避難路沿道にある建築物の耐震化率95%を目指します。

図 避難路沿道建築物所有者に対する指導・指示等の流れ



(3) 防災意識の啓発

耐震相談窓口の開設、甲府市広報やホームページの利用、戸別訪問等を行い、建築物の耐震化の必要性や重要性等について周知を図ります。

また、2018年度までに、市内全520自治会を対象に防災研修会を開催し、市民に耐震化事業等について周知を図るとともに、今後も防災講話や訓練指導等を通じて、耐震化事業や耐震化の必要性について、市民に引き続き周知し、意識の啓発を図ります。

施策10 農業振興施策の推進

目標
4

活力ある農業の振興に向けて、農地の有効活用及び農業の担い手の育成や確保を図るとともに、農地保全に向けた取組を推進します。

(1) 農用地の有効活用

各地域に農地の流動化を推進する推進員を配置する独自の農地銀行システムと合わせて、農地中間管理機構を活用する中で、2025年度までに意欲ある担い手へ320.25haの農地が集積されるよう積極的な施策を展開するとともに、地域を支える産業としての稼ぐ農業を推進し、農業経営基盤の強化を図ります。

また、市民農園や農業体験等の市民の多様化する農地需要についても柔軟に対応し、農地の有効活用を図ります。

(2) 農用地区域の保全と耕作放棄地の活用

集団的な優良農地は積極的に確保します。耕作放棄地についても、農業者、農地所有適格法人、地域営農組織等の取組を支援しながら積極的に施策を展開します。

(3) 継続的な農業の推進

農業の担い手や新規就農者の育成や確保を図るため、本市が独自に設置するワンストップ支援窓口において、経営や就農の相談を行うとともに、各種研修会を開催し、経営の改善や法人化、就農定着等の支援を行います。

また、更なる農業の活性化のために、農地所有適格法人や農業に参入する企業の誘致に努め、農業経営基盤の強化を図ります。

図 甲府の主な農産物



効果10 農業経営基盤の強化と地域農業の維持

施策11 産業の誘致と雇用創出に向けた支援

目標
4

リニア開業効果により大都市圏との時間距離が短縮され、企業立地のポテンシャルが高まることから、企業への優遇施策により企業誘致を推進するとともに、官民の連携体制により創業を促進します。

(1) 企業誘致の推進

企業誘致を推進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するため、支援策の拡充拡大に努めます。

(2) 産業立地の支援

産業立地に向けた新たな支援策である甲府市産業活性化支援条例を活用し、製造業、観光施設、ホテルや旅館、農業法人等の積極的な企業誘致に努めます。

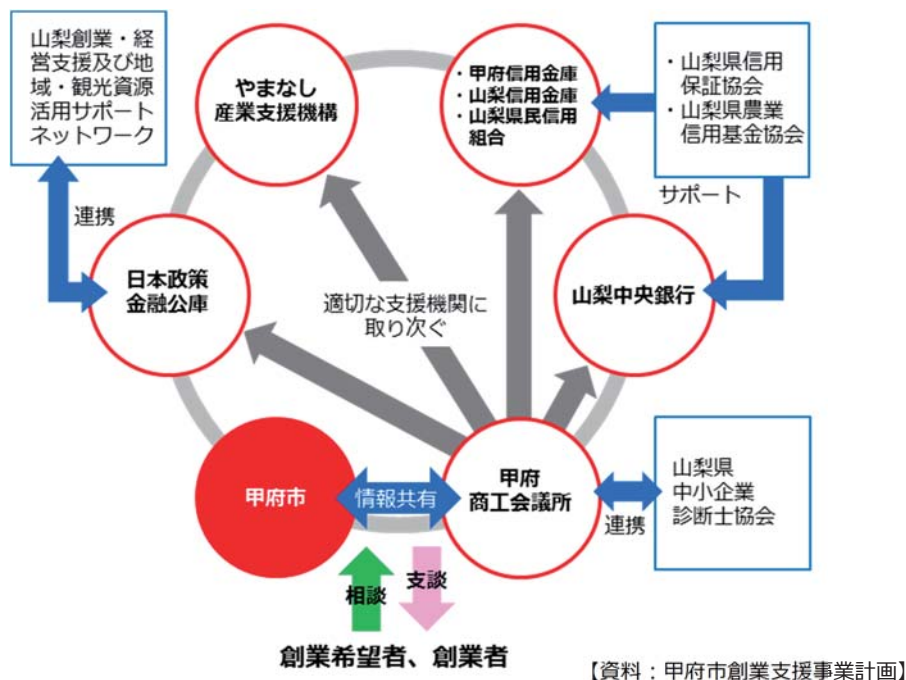
(3) 雇用創出の支援

若者をはじめとする就業を希望する者に市内企業への就業機会を創出するため、市内企業の魅力を発信するとともに、求職者と企業のマッチングの機会を設けるなど、雇用の確保に向けた取組を推進します。

(4) 創業の支援

「甲府市創業支援事業計画」に基づき、本市をはじめ8関係機関で構成している甲府創業支援ネットワークにより、ビジネスモデルの構築や資金調達、資金相談、事業計画書の作成等の創業に必要な要素に応じて、それぞれの強みを生かした多様な支援策を実施することにより、創業の促進に努めます。

図 創業支援事業計画の概要



効果11 安定的な雇用の確保と人口流出の抑制

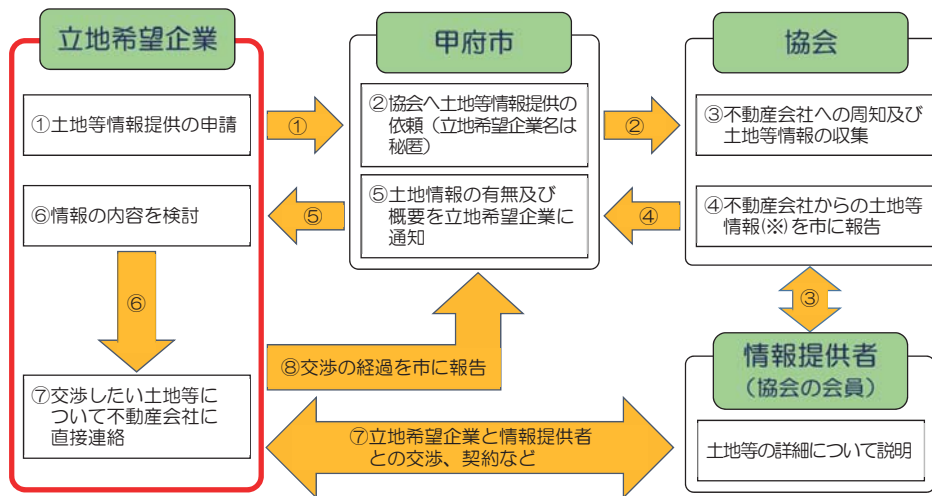
施策12 産業立地を促す計画的な土地利用と支援

企業を誘致するうえで最も重要な要素である事業用地の確保を促すため、市有地の有効活用を展開するとともに、交通の要衝となる地域における新規開発などの支援に向けて、次の施策に取り組みます。

(1) 産業用地の確保

低未利用民間所有地の産業用地としての利用促進を図るため、甲府市企業立地マッチング促進事業により、不動産業に関連する協会の協力を得る中で、立地相談企業に最新の不動産情報を提供し、企業立地に努めます。

図 「甲府市企業立地マッチング促進事業」土地情報提供フロー



※土地等情報は、各情報提供者所有のもの又は媒介契約しているものに限りません。
【資料：甲府市】

(2) 産業集積の促進

インターチェンジ周辺や既存の工業団地周辺などの適地において、新たな産業集積地となる拠点を設け、産業の活性化を図ります。

(3) 既存工業団地における操業環境向上への取組

甲府市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例や提案型の地区計画制度により、工業団地内の事業敷地の有効活用と良好な環境の保全を両立し、企業活動の活性化を促進します。

(4) ワンストップサービス化

産業誘致に対するスムーズな事務手続きを行うため、関係部課の協力体制を整え、誘致に関する窓口を一本化するワンストップサービスを強化するとともに、立地後の連携を継続するためのサービスを行います。

効果12 土地の有効活用と地域経済の発展

施策13 自然共生社会と循環型社会の構築

目標
5

恵まれた森林や農地を保全・活用するため、森林の有する多面的機能の確保及び優良農地の保全に向けた取組を推進し、緑・農が共生する循環型社会の構築に寄与します。

(1) 里山の保全

里山が果たす機能や里山がもたらす恩恵を次の世代も享受できるよう、山地災害危険地等における谷止めや山留めなどの治山施設の整備や、地域住民と野生鳥獣とをすみ分ける緩衝帯の整備を推進するとともに、学校林活動や企業による森林整備活動等を支援します。

(2) 優良農地の確保と保全

2018年度までに「(仮称) 甲府市農業振興計画」の策定に取り組み、本市の農業における将来像を明らかにするとともに、「甲府農業振興地域整備計画書」の総合的な見直しを行う中で、農用地区域内における農用地の確保と保全を目指します。

また、農地の現状を調査し、耕作放棄地対策に努めるとともに、排水機場やため池などの農業用施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。

(3) 循環型社会の構築

立地適正化計画を見据えたまちづくりと連携するとともに、環境負荷を出来る限り低減するため、自然環境の保全など農地が有する多様な機能を持続的に発揮できるよう、耕作放棄地の発生防止と再生を図る中で、市民農園などの活用を支援し、地産地消や食育などに取り組みながら、緑・農が共生する循環型社会の構築に寄与します。

図 緑・農が共生する循環型社会の構築イメージ



効果13 身近に緑がある心豊かな生活の維持と向上

施策14 景観の保全と創出

目標
5

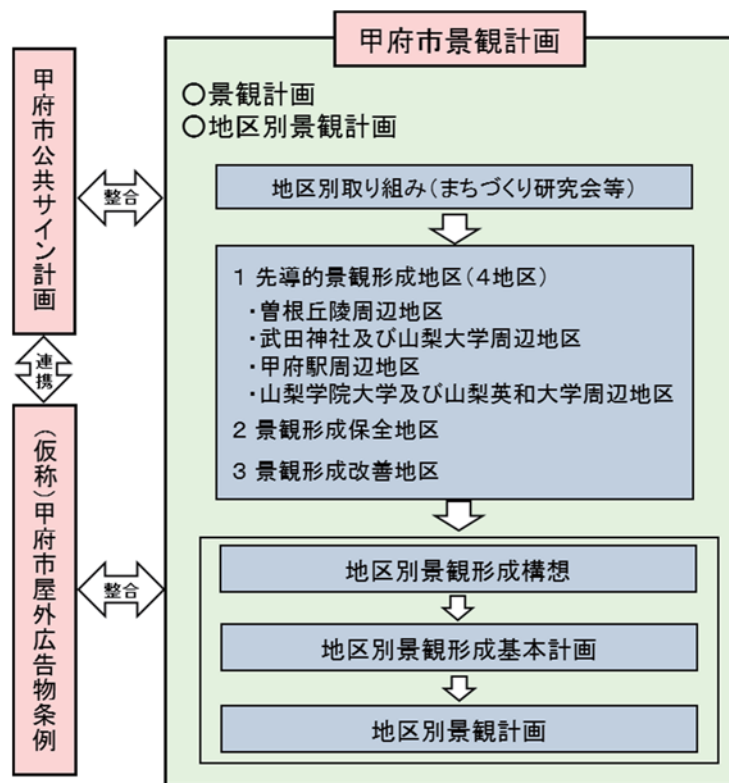
自然、歴史及び文化を活かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参画による景観形成を促進するとともに、景観形成基準などに基づいたまちなみや眺望の保全を推進します。

(1) 地区別景観計画の推進

設定されている先導的景観形成地区での地区別景観計画を推進するとともに、市民参画による景観まちづくり研究会への支援や大学などと連携をしながら、都市機能を誘導すべき区域を重点に地区別景観計画の策定を推進します。

また、良好な景観の形成及び保全について、地元要望の強い地区である景観形成保全地区において、地区別景観計画の作成を促進します。

図 景観形成フロー



【資料：甲府市】

(2) 公共サインの統一化

「甲府市公共サイン計画」の普及と活用を推進するため、関係する部署間と横断的な連携を図る中で、定期的な運用の評価を行うことにより、情報を一層わかりやすく正確に伝えるとともに、更なる良好な景観形成に努めます。

(3) 屋外広告物条例の制定

中核市移行における事務の移譲において、山梨県屋外広告物条例を検証し、総量規制の内容等を盛り込んだ(仮称)甲府市屋外広告物条例を2018年度までに制定します。

また、違反広告物追放のため、自治会と連携した是正指導及び集中パトロールに取り組むとともに、簡易除去の権限を委任する地域住民ボランティア制度の導入を検討します。

効果14 魅力と心地よさ、賑わいと自然の優しさが感じられるまちの形成

施策15 低炭素社会の実現

目標
5

豊かな自然環境を次世代に引継いでいくため、市民、事業者及び行政が協働して、温室効果ガス排出抑制に取り組むとともに、市民生活に潤いとやすらぎをもたらす環境に配慮した持続可能な都市への転換や都市緑化の推進を図り、2030年度の温室効果ガス排出量25%削減（2008年度比）を目指します。

（1）クリーンエネルギー自動車の普及促進

クリーンエネルギー自動車の普及促進のため、2030年度までに急速充電器市内20箇所、普通充電器市内50箇所を目指して、充電設備及び水素ステーションの整備を促進します。

図 水素ステーション（飯田三丁目）



図 電気自動車充電器（下曽根町）



（2）低炭素型の移動（スマートムーブ）の推進

高齢者や交通弱者にやさしい電動アシスト自転車等の普及促進や自転車利用促進のため、自転車走行空間の整備や鉄道駅及びバス停周辺の駐輪場整備を推進します。

（3）都市緑化とヒートアイランド対策の推進

緑あふれるまちづくりのため、現行の生垣設置奨励助成制度において居住を誘導すべき区域内の支援拡大に取り組むとともに、公共施設における遮熱塗装や歩道における保水性舗装を推進します。

（4）省エネ住宅や省エネ施設の普及促進

住宅、施設等における建物の断熱化や長寿命化を図り、省エネルギー性能の高い建物の普及を促進するとともに、住宅用太陽光発電システムや高効率給湯器等の省エネルギー機器の導入及び普及促進に努めます。

効果15 省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティ甲府の創造

5-3 連携・協働によるまちづくりの推進

連携や協働によるネットワークの強化を図りながら、連携・協働型まちづくりを進めていきます。

1 各プレイヤーの役割分担

市民、事業者、NPO、行政、大学・専門家等が、お互いの特性や違いを理解し尊重し対等の立場で、それぞれが担った役割を果たすことで、「産官学民」による連携・協働のまちづくりを実現していきます。

図 まちづくりにおける産官学民の連携イメージ



(1) 産の役割（民間企業、地元商店など）

- ・地域社会の担い手として、まちの活力や魅力の創出を図ります。
- ・民間資金や技術力を最大限活用して、まちづくりを推進します。
- ・地域貢献を意識した事業活動を展開します。

(2) 官の役割（国、県、市など）

- ・目指すべきまちの実現に向け、国、県及び市の適切な役割分担により施策を進めます。
- ・住民、事業者、地域コミュニティ、NPO等の多様な主体と協働し、土地利用の誘導や都市計画事業などの実施による計画的なまちづくりを推進していきます。
- ・公共財源や施策の展開により、市民のまちづくり活動の誘導や支援を図るとともに、効率的な行政運営を行い、質の高い行政サービスを提供していきます。

(3) 学の役割（専門機関、大学、研究機関など）

- ・専門的で最先端の技術を活かした地域貢献を進めます。
- ・研究や教育活動による人材や知の活用、地域ボランティア活動への参画等による積極的な地域との交流を図ります。
- ・地域の課題解決や地域の活性化に向けた支援、人材、所有施設等を提供します。

(4) 民の役割（市民、NPOなど）

- ・まちづくりの担い手として、まちづくりに関する意見交換会や説明会などのまちづくり活動に、積極的に参加します。
- ・身近な道路や公園などの住環境の維持向上に積極的に携わります。
- ・NPO等は、専門的ノウハウの蓄積を活かして、まちづくりへの積極的な助言や提案を行います。
- ・地域における多様な団体との結びつきを高め、コミュニティの活性化を図るとともに、まちづくり活動への支援や参加を促します。

2 連携・協働のまちづくりの進め方

産官学民がそれぞれの役割を果たしながら、連携や協働してまちづくりを進めます。
市民主体（民間主導）のまちづくりの展開の観点から、次のような連携や協働方法が考えられます。

（1）まちづくりへの関心の向上

｜市民参画の機会を拡大｜

- ・都市計画の決定や変更において、説明会、アンケート調査、パブリックコメント等を実施して、市民参画の機会の充実を図ります。
- ・道路や公園の維持管理をはじめとした様々なまちづくり活動への参画を募ります。

｜地域活動などの情報提供と公共データの情報共有｜

- ・広報誌やパンフレットなどの紙媒体、ホームページやSNSなどのICTを活用して、地域活動の情報提供と情報発信に努め、市民と行政の活発なコミュニケーションを推進します。
- ・市が保有する様々なデータのうち、個人情報など公開できないものを除く公共データの公開を推進し、市民や事業者と情報共有を図ることで、民間主導のまちづくり活動や新たなビジネスの創出を支援します。

｜まちづくりの新たな担い手の育成｜

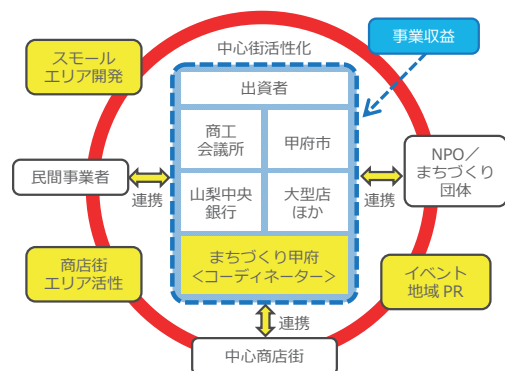
- ・地域のまちづくりの新たな担い手を育成するために、育成講座や学習プログラムなどの実施を検討します。
- ・市内に大学が集積している強みを活かして、学生によるまちづくり活動を支援します。

（2）まちづくり活動の展開

｜まちづくり活動の支援｜

- ・NPO法人、自治会、消防団等の地域コミュニティ団体のまちづくり活動を支援します。支援にあたっては、行政だけでなく、地元企業との連携や協働を図ります。
- ・自治会や地域活動への支援、活動拠点の提供及び担い手不足解消に向けた定住を促進します。
- ・既存団体の枠組み以外にも、まちづくり研究会支援制度などを活用して、まちづくりに取り組む団体を支援します。
- ・LLCまちづくり甲府などによるエリアマネジメント活動の取組を支援します。
- ・地元企業を中心に、人材、設備、資金等の活用による地域社会への支援を促進します。
- ・まちづくり活動団体が実施する市民公益活動の促進に向けて、団体に対して必要な資金の一部を補助します。

図 LLCまちづくり甲府
エリアマネジメントのイメージ



| 地域活動同士のネットワーク強化 |

- ・まちづくりを推進する市民団体やNPOなど各主体との連携により、ネットワークを強化し、横断的な課題への取組を推進します。

(3) まちづくり計画やまちづくり事業の実現

| 都市計画提案制度の活用 |

- ・都市計画提案制度を活用して、住民の主体的な参加により、地区の状況に応じた居住環境の保全や適切な土地利用の誘導を図ります。

| 民間主導のプロジェクトによる将来都市構造の実現 |

- ・民間ビジネスによる地域産業や経済の発展を通じて、将来都市構造の実現を支援します。
- ・民間主導のまちづくり事業の実現に向けて、地元金融機関などの融資制度の活用や行政支援などを検討します。
- ・民間の活力を活用したPPP（公民連携）により、財政負担を最小に抑えて、公的不動産の生産性向上などの効果的な連携事業を推進します。

| 地区計画やまちづくり方針の策定 |

- ・本市では、現在9つの地区で地区計画を定めており、安全で快適なまちなみの形成や良好な環境の保全を図っています。
- ・地区の課題や特性を踏まえて、地区計画制度などの活用を図り、住民と市が連携したまちづくりを進めていきます。

図 地区計画一覧

地区名	計画決定日 (変更決定日)	位置	面積	備考
神屋地区	1990年2月9日 (1993年6月25日)	国母七丁目の一部	約6.7ha (市分：約1.3ha)	甲府市 昭和町
住吉地区	1991年1月24日	住吉三・四・五丁目、蓬沢一丁目、青葉町の各一部	約32.3ha	甲府市
古府中西地区	1999年1月7日	古府中町地内	約12.3ha	甲府市
濁川西地区	2005年4月28日	砂田町、酒折一丁目、里吉二・四丁目、蓬沢一丁目、青葉町、住吉三丁目の各一部	約74.0ha	甲府市
機械金属工業団地(1)地区	2011年12月27日	落合町、下鍛冶屋町、西油川町の各一部	約2.6ha	甲府市
向町(1)地区	2013年1月10日	向町、上阿原町の各一部	約2.6ha	甲府市
向町(2)地区	2016年7月4日	向町、上阿原町の各一部	約2.1ha	甲府市
機械金属工業団地(2)地区	2017年8月10日	落合町の各一部	約1.1ha	甲府市
地方卸売市場場外地区	2017年10月13日	国母六丁目の一部	約0.9ha	甲府市

3 広域的な連携

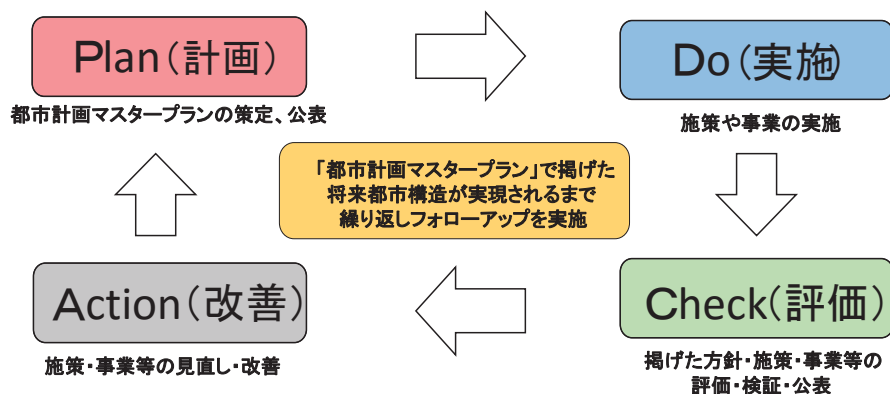
中核市移行により実現するサービスを活用し、広域的な都市機能の強化に努めるとともに、必要な施策については、県や近隣自治体との、より一層の強固な連携や協力を図りながらまちづくりを進め、それぞれの地域の特色を活かした圏域全体の更なる発展を目指します。

5-4 都市計画マスタープランの運用管理

1 都市計画マスタープランの管理

- ・実施施策や事業の進捗状況の管理、事業効果等について評価検証を行い、庁内関係各課の連携と調整のもと、市民の意見を反映しながら、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)→次の計画(Plan)といったPDCAサイクルを確立し、重点施策の目標年次を基本とした継続的な進行管理により、計画的かつ効率的に将来都市構造の実現を目指します。

図 PDCAサイクル



2 都市計画マスタープランの見直し

(1) 経年変化に応じた見直し

- ・おおむね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画に関する基礎調査などに基づき、人口や世帯数の推移、産業動向、土地利用や開発の動向、都市計画関連事業の進捗状況等の様々なデータの更新を行うとともに、必要に応じてこれらをもとに将来予測について見直しを行います。
- ・定期的に施策や事業の進捗確認を行うことで、段階的かつ効果的にまちづくりを進めます。

(2) 上位計画等の策定・改定に伴う見直し

- ・本計画は、山梨県が定める都市計画区域マスタープラン「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や第六次甲府市総合計画に即して策定しています。これらの上位計画においても、社会経済情勢の変化や多様化する行政ニーズに対応すべく見直しが行われます。
- ・その他にも、関係計画の見直しや新たな関連計画の策定、2019年に予定されている中核市への移行などにより、都市計画マスタープランの内容に見直しの必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

(3) リニア中央新幹線の開業に伴う見直し

- ・2027年のリニア中央新幹線の開業を活かした企業誘致、産業振興及び広域交流や観光客の増進を図るため、本市だけでなく、国、県及び周辺自治体と連携や協力して取り組んでいく必要があります。
- ・(仮称)リニア山梨県駅周辺及びその隣接地域の整備を進める中で、本市のみならず、周辺自治体にとっても与える影響は大きいことから、地域経済の状況を勘案し見直しの必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

卷 末 資 料

- 資料 1 甲府市都市計画マスタープラン策定の経緯
- 資料 2 甲府市都市計画審議会条例
- 資料 3 甲府市都市計画審議会委員名簿
- 資料 4 甲府市都市計画審議会専門委員会設置要綱
- 資料 5 甲府市都市計画審議会専門委員会名簿
- 資料 6 用語解説

資料 1 甲府市都市計画マスタープラン策定の経緯

年度	月 日	内 容
2014年度	10月 8日	第 1 回庁内検討会議、第1回幹事会
	12月19日	第 2 回幹事会
	2月18日	第 3 回幹事会
	3月19日	第 2 回庁内検討会議
	3月31日	甲府市都市計画マスタープラン策定（見直し）方針等の決定
2015年度	5月28日	第 4 回幹事会
	6月 2日	第 1 回政策検討会議
	6月22日	甲府市都市計画マスタープラン策定に伴う市民参加実施要領の制定
	7月10日～ 7月24日	市民アンケート調査
	10月21日	第 5 回幹事会
	3月 4日	第 6 回幹事会
	3月13日	第 1 回市民ワークショップ
	3月24日	第 3 回庁内検討会議
2016年度	4月24日	第 2 回市民ワークショップ
	5月22日	第 3 回市民ワークショップ
	6月26日	第 4 回市民ワークショップ
	6月27日	甲府市都市計画審議会へ中間報告
	7月27日	第 7 回幹事会
	8月4日	第 4 回庁内検討会議
	10月19日	第 1 回基本戦略会議
	11月 2日	第 8 回幹事会
	12月20日	甲府市都市計画審議会へ中間報告
	3月27日	甲府市都市計画審議会にて甲府市都市計画審議会専門委員会設置の決定
	2017年度	4月20日
5月19日		甲府市都市計画審議会専門委員会委員委嘱式、 第 1 回甲府市都市計画審議会専門委員会
7月 5日		第 2 回甲府市都市計画審議会専門委員会
8月29日		第 3 回甲府市都市計画審議会専門委員会
9月14日		第 5 回庁内検討会議
9月29日		甲府市都市計画審議会専門委員会から甲府市都市計画審議会へ報告
10月 2日		第 2 回政策検討会議
10月 5日		甲府市都市計画審議会から甲府市へ意見提出
10月19日		第 6 回庁内検討会議
11月 1日		第 3 回政策検討会議
12月 1日		甲府市都市計画審議会へ素案報告
12月13日		市議会へ素案報告
12月18日		山梨県都市計画課と素案協議
1月 5日～ 2月 6日		パブリックコメント
2月28日		甲府市都市計画審議会へ原案報告
3月30日		甲府市都市計画マスタープラン公表、山梨県に通知

資料 2 甲府市都市計画審議会条例

昭和44年10月6日

条例第33号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、甲府市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

2 前項第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、第2条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けてその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員5人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画に関する事務を分掌する部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

資料3 甲府市都市計画審議会委員名簿

区分	分野	職名	氏名	備考
学識経験者	農業 造園	山梨県緑の教室講師 (元農林高校校長)	久保田 公雄	会長
	商工 経済	甲府商工会議所 常議員	五味 節夫	職務代理者
	法律	弁護士	中島 大督	
	都計 環境	山梨大学 大学院総合研究部 准教授	石井 信行	
	交通 計画	山梨大学 大学院総合研究部 教授	佐々木 邦明	
甲府市議会議員		甲府市議会議員	廣瀬 集一	
		甲府市議会議員	天野 一	
関係行政 機関職員		山梨県 中北建設事務所長	高井 達也	2017年5月9日 委嘱
		山梨県 中北農務事務所長	荻原 修	2017年5月9日 委嘱

※任期：2016年6月27日～2018年6月26日

資料 4 甲府市都市計画審議会専門委員会設置要綱

平成29年4月20日

建第1号

(設置)

第1 甲府市都市計画審議会条例(昭和44年10月条例第33号)第3条第2項の規定に基づき、甲府市都市計画審議会専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(趣旨)

第2 委員会の運営については、甲府市専門委員設置規則(昭和28年7月規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 甲府市都市計画審議会委員のうち、商工・経済、都市計画・環境及び交通計画分野の学識経験者

(2) 土地利用・まちづくり、農業、都市防災、福祉、空家対策及び消費者団体の専門知識を有する者 6名以内

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長及び副委員長は、第3第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

3 委員長は、次回の委員会の開催予定期日を委員会の終わりに出席委員に図って決めることができる。

(報告)

第6 委員長は、委員会の調査検討の結果を甲府市都市計画審議会に報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、建設部まち開発室都市計画課において処理する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

資料5 甲府市都市計画審議会専門委員会名簿

区分	分野	職名	氏名	備考
都市計画審議会委員 学識経験者	商工 経済	甲府商工会議所 常議員	五味 節夫	
	都市計画 環境	山梨大学 大学院総合研究部 准教授	石井 信行	副委員長
	交通計画	山梨大学 大学院総合研究部 教授	佐々木 邦明	委員長
専門委員	土地利用 まちづくり	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授	中井 検裕	
	農業	甲府市農業協同組合 代表理事組合長	長田 学	
	都市防災	甲府市防災リーダー指導育成研修会 講師	吉岡 吉	
	福祉	山梨県立大学 人間福祉学部 教授	大塚 ゆかり	
	空家対策	山梨大学 大学院総合研究部 教授	田中 勝	
	消費者団体	甲府市消費者協会 理事	山村 元子	

※任期：2017年5月19日～2018年3月31日

資料 6 用語解説

用語	意味
A～（アルファベット）	
C&R	cycle and rideの略で、まちなかへの自動車の流入を抑制して、バスや電車の利用を促進するために、自転車でバス停や駅に来て、バスや電車に乗り換えるシステムのこと。
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。
NPO	Non-Profit Organizationの略で、非営利組織を意味する。政府や私企業とは独立した存在として、住民及び民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織や団体のこと。
PFI	Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。
PPP	Public-Private Partnershipの略で、公民連携や官民協働を意味する。行政と民間との幅広い連携により、より効率的に行政サービスの提供を図ること。
あ行	
インフラ資産	市民の生活や産業の基盤であり、安全な生活を支えるうえで必要不可欠なもの。上下水道設備、道路、橋梁及びトンネルなどを指す。
温室効果ガス	大気を構成する物質のうち、地表面から輻射される赤外線を吸収する微量物質のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
か行	
開発許可制度	都市計画法で定められるいわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の促進を図るために設けられた制度のこと。
既存集落	市街地とは独立して生活圏が構成されている複数の建物がある集落のこと。
既存ストック	これまでに整備された基盤施設、公共施設や建築物等の都市施設のこと。
基盤整備	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園や緑地、エネルギー供給施設、通信施設、学校、病院等の都市における生活や産業活動の基盤を形成する公共施設のこと。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費のこと。人件費、扶助費及び公債費などが義務的経費に属する。

用 語	意 味
救急医療機関	一次救急とは、車や徒歩で来院し外来の治療だけで帰宅可能な軽症の患者を対象とした救急医療のこと。これに対して、二次救急医療とは、主に救急車により搬送され入院が必要なケガや病気を対象とした救急医療のこと。また、三次救急医療とは、生命に危険のある重篤患者に高度な医療を提供する救急医療のこと。
狭あい道路	緊急車両の通行や防災上支障となる幅員4メートル未満の道路のこと。
居住を誘導すべき区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。
区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。
クリーンエネルギー自動車	石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼルカーよりも窒素化合物や二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車のこと。
景観形成	眺望景観、自然景観、歴史景観及び都市景観などを、守り・活かし・創っていくことにより、だれもが美しいと感じ、住民の誇りとなるような景観づくりを、住民、事業者及び行政が力を合わせて進めること。
下水道管路施設	管きよ、マンホール、雨水吐、吐口、ます、取付管等の総称であり、下水道の根幹をなすものである。これらは排水設備とともに、住居、商業、工業地域等から排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ場、処理場又は放流先まで流下させる役割を果たすものである。
後期高齢者	75歳以上の高齢者のこと。65歳以上75歳未満の方は、前期高齢者と呼ばれる。
公共サイン	人々にまちや地域の地理、方向及び施設位置などの情報を提供するための媒体として、標識、案内地図、誘導版等の総称であり、公共団体等（国、地方公共団体及び農業協同組合その他の公共的団体）が設置するもの。
公共施設等マネジメント	行政が保有する全ての公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を行う一連の取組のこと。
公債費	地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに必要とする経費のこと。
耕作放棄地	農作物が過去1年以上作付けされず、農家がこの数年の間に作付けする考えのない土地のこと。
高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業及び交通など市民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越えて広域的に影響力のある機能のこと。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者及び障がい者などの自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人のこと。

用語	意味
コミュニティバス	公共交通が空白又は不便な住宅地区などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすく、地域住民の多様なニーズにきめ細やかに対応する地域密着型バスシステムのこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少や少子高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
災害危険区域	土砂災害及び洪水などの災害に備えて、住宅や福祉施設といった居住用建築物の新築や増改築を制限する区域のこと。
山地災害危険地	山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性から見て、その崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したもの。
市街化区域	都市計画法第7条の規定に基づき、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法第7条の規定に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
市民農園	非農家の市民が、小規模な農地で非営利的に野菜や花などを栽培する活動を行なう農園のこと。近年は、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的にも活用されている。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者及び子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者などのこと。
住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給の促進を目的として、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援などを行う制度のこと。
循環型社会	有限である資源を効率的に持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCが搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。
生活道路	一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路のこと。
生活利便施設	身近な生活に必要なスーパー、コンビニエンスストア、病院、銀行、郵便局等の施設のこと。
前期高齢者	高齢者のうち65歳以上75歳未満の人のこと。世界保健機関の定義による。75歳以上の人は、後期高齢者と呼ばれる。

用 語	意 味
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。地方自治法第2条の策定規定は、現在削除となっており、甲府市では自治基本条例に基づいて策定している。
た行	
地区計画	都市計画法第12条の5に規定する都市計画のひとつで、建築物の建築形態、公共施設等の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、保全するための計画のこと。
中核市	地方自治法に定められた、人口20万人以上の市で政令によって指定された市のこと。2015年4月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、人口20万人未満の特例市は、経過措置として5年間であれば保健所を設置するなどの条件を満たすことにより、中核市の指定を受けることができる。
中山間地域	農林統計の地域区分の一つであり、平野の周辺から山地に至る、平坦な耕地が少ない地域のこと。
低炭素社会	持続可能な経済発展を図りながら、地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素(CO ₂)の排出をできるだけ抑える社会のこと。
低未利用資産	土地や建物のうち、用途が廃止されたものや、本来の目的どおり利用されていないもの及び他の資産に比べ利用率が著しく低いものこと。
デマンド型乗合タクシー	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合や低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。
投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。
都市機能	都市が持つ電気や水道の供給、交通手段の提供及び行政機能など都市としての機能を指す。
都市機能を誘導すべき区域	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定されたもの。
都市計画区域 マスタープラン	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的な視点から定める都市計画の基本的な方針のこと。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
都市計画道路整備 プログラム	今後整備すべき道路（未整備区間の都市計画道路）を対象に、安全性、地域の活性化及び快適性など各道路が果たす役割から十分な事業効果が得られる路線を抽出し、整備時期等をまとめたもの。
都市公園	都市公園法第2条に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するものや国営公園などを指す。

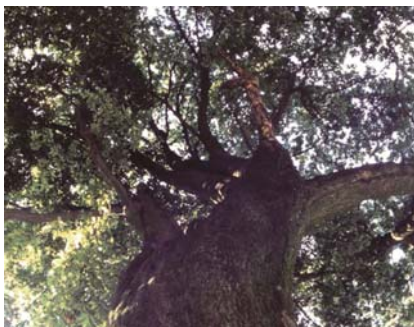
用語	意味
都市のスポンジ化	都市の内部で空き家や空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。
な行	
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として、都道府県知事が市町村と協議して指定する地域のこと。
農地銀行	農地の「貸したい」「借りたい」を情報として蓄え、借り手と貸し手を結びつける活動を通じて、農地の効率的な利用を進める制度のこと。
農地中間管理機構	高齢化や後継者不足等で耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織等の担い手に貸し付ける公的機関のこと。
農地転用	農地を農地以外のものにする事及び農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行うこと。
は行	
パブリックコメント	計画等の策定過程や規制関連の条例制定過程等で案を示し、広く住民等から意見等を募集し、寄せられた意見等に対して行政の考え方を公表し、案の修正を含めた検討を行う一連の手続きのこと。
ヒートアイランド	都市部の地表面における熱収支が、都市化に伴う地表面の改変（地面の舗装、建築物）などにより変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。法律上の名称は「区域区分が定められていない都市計画区域」である。
避難路	県や市が指定している緊急輸送道路及び緊急輸送道路と避難所を最短で結ぶ道路のこと。
風致地区	都市の風致（都市内の自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観）を維持するために定められる都市計画法第8条に規定する地域地区のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者及び生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。
や行	
遊休不動産	事業使用目的で取得したが、企業活動にほとんど使用されていない不動産のこと。
優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地や農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	ソフト・ハードの両面の幅広い分野にわたり、年齢、性別、国籍及び個人の能力などに関わらず、可能な限り多くの人々が利用できる社会環境の整備を総合的に進めるうえでの基本的な考え方のこと。
用途地域	都市計画法第8条の規定に基づく地域地区のひとつで、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。

用 語	意 味
ら行	
ライフサイクルコスト	公共施設等の企画や設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）に必要な経費の総額のこと。LCC（life cycle cost）。
立地適正化計画	居住機能、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版のこと。
リニア中央新幹線	1973年（昭和48年）に全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画が決定され、超電導磁気浮上式リニアモーターカーにより東京都と大阪市とを約1時間で結ぶ新幹線の整備計画路線である。2027年に東京－名古屋間、最短で2037年に東京－大阪間で開業する予定である。
わ行	
ワークショップ	まちづくりなどに関して、地域に関わる様々な問題に対応するために、様々な立場の参加者が、共同作業等を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動のこと。



市の花 ナadeshiko

ナadeshikoは、世界に広く分布し、とても育てやすい花です。甲府の暑さや寒さにも耐えて咲くたくましさ、美しさは甲府を象徴するのにふさわしいと選ばれました。



市の木 カシ

カシは、ブナ科の常緑高木で、甲府に数多く自生しています。材質はとても堅く、樹形は天に向かい雄大に伸びます。空に向かって伸びる樹形は市の将来を象徴するのにふさわしいと選ばれました。



市の鳥 カワセミ

カワセミは、川の土手や水辺にすむ留鳥（死ぬまでうまれた土地を離れない野鳥）で、背羽根の美しさから「飛ぶ宝石」とも言われます。「宝石の街・甲府」に1番ふさわしいと選ばれました。

甲府市都市計画マスタープラン

編集・発行

甲府市建設部まち開発室都市計画課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161 (代表)

ホームページ <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

2018年3月

